

和歌山におけるリゾート開発の 現状と問題点

中 村 太 和
大 泉 英 次

目 次

序

I リゾート構想の概要

1 全国・近畿圏のリゾート構想

2 和歌山のリゾート構想

① 海洋リゾート

② 高原リゾート

③ 交通体系

II リゾート構想の問題点

1 環境破壊

2 災 害

3 採算性

4 地元負担

5 計画作成手続

III リゾート開発に対する法規制と住民運動

IV ゴルフ場問題

小 括

序

1987年6月のリゾート法（総合保養地域整備法）の施行以来、日本全国をリゾートブームがおおいつくしている感がある。和歌山においてもリゾート法適用へむけて『“サン”黒潮リゾート構想』がまとめられ、和歌山の自然特性たる「海」を利用した大型海洋リゾート開発が進められようとしている。すでに和

歌山市毛見沖の「和歌山マリーナ・シティ」は工事に着工し、「田辺湾総合リゾート開発」も具体化してきている。開発は海だけでなく、山にもおし寄せており、とりわけ関西新空港に近接した和泉山脈には、関西財界の総結集ともいえる「紀泉地域国際リゾート整備構想」をはじめ、大規模なリゾート、住宅開発計画が進行中である。それらの構想のほとんどにゴルフ場建設が予定されており、和歌山市東部地域における計画とあわせ、今や和歌山市は周囲をゴルフ場に囲いこまれようとしている。

「地域の活性化」の名の下に、和歌山の豊かな自然が、海も山も開発しつくされようとしているが、はたしてリゾートは和歌山を活性化させうるのか、自然破壊、災害、交通混雑などの問題への対応はできているのか、地元自治体の負担はどれほどになるのか、問題は山積していると言えよう。和歌山におけるリゾート開発の現状と問題点を解明するための一助として、研究論文、調査報告書、新聞、雑誌などからの抜粋を中心に資料を集成し、それらに若干の解説を加えることとする。

I リゾート構想の概要

1 全国・近畿圏のリゾート構想

日本全国の主要なリゾート構想はおよそ50ヶ所、それらを総計すると700万ヘクタール弱、国土面積の18%を占め、対象市町村は1000をこえるといわれるが、90年5月30日現在、リゾート法適用条件をクリアーし、国に承認された構想は21ある。いずれの構想も山はゴルフ場、スキー場、海はマリーナと全く画一的なものである(資料①)。リゾート法の適用をうけると、税制上の優遇、低利・無利子融資などの措置のほか、農地法、森林法、公有水面埋立法など従来大規模開発を規制してきた法律の適用を解除ないし緩和でき、地方公共団体による基盤整備とともに、リゾート関連企業にとってのメリットは非常に大きい(資料②)。

近畿圏における主要開発プロジェクトは、産業基盤整備34件、リゾート開発

41件、総事業費20数兆円にのぼるが、その事業費、リゾート関連の進出企業は(資料③)のとおりである。

2 和歌山のリゾート構想

① 海洋リゾート

県はリゾート法に基づく国の承認をえるために『“サン”黒潮リゾート構想』をまとめたが、そこでは重点的な整備推進地区として(1)加太、(2)和歌浦湾、(3)田辺・白浜、(4)勝浦・太地を、またそれに準ずる開発可能性の高い3つの地域をあげ、それぞれの開発コンセプト、中核プロジェクトを(資料④)のようにまとめている。

海洋リゾートの中心はマリーナであるが、すでに和歌山市毛見沖の「和歌山マリーナ・シティ」は工事を開始、「田辺湾総合リゾート開発計画」については、90年2月に丸紅と田辺市の間で基本協定が締結され、92年春から工事開始の予定である。「和歌山マリーナ・シティ」は、国内リゾート開発では初の人工島方式をとり、運輸省「沖合人工島整備事業」第一号として位置づけられている。それぞれの事業費、開発面積、事業計画は(資料⑤⑥)のようになっている。

一方、和歌山市は、88年2月、三菱重工業に依託、作成した『大規模海洋レクリエーション構想に関する調査研究報告書——アーバンコースタルリゾートをめざして——』において、臨海部を4つのゾーンにわけ、優先度評価、整備計画を(資料⑦)のようにした上で、「重点整備地区」として雑賀崎・和歌浦地区をあげ、重点整備課題をまとめている。その中で第一にあげられているのが片男波～毛見架橋であり、「和歌山マリーナ・シティ」へのアクセス道路の建設が、県、市とも最重点課題として位置づけられていることがわかる。現在大きな争点となっている「新不老橋」建設もその一部分を構成していると考えてよいであろう。「マリーナ・シティ」に連動して、和歌浦においてすでに片男波海水浴場、健康運動公園の整備が進められ、遊漁船専用の港もつくられている(資料⑧)。和歌山の海洋リゾート開発事業に進出している企業の最大手は松

下興産、丸紅であるが、日経産業新聞、ニュース和歌山はその企業戦略を(資料⑨)のように紹介している。

② 高原リゾート

高原部におけるリゾート計画で最大のものは「紀泉地域国際リゾート整備構想」であるが、関西電力、住友金属、南海電鉄、近畿日本鉄道など関西を代表する大企業16社が「紀泉リゾート開発協議会」を結成し、計画を具体化させつつある。予定地は阪南町、岬町、和歌山市にまたがる国有林665ヘクタール(甲子園球場の168倍に相当)で、ホテル、別荘、コンドミニアム(高級リゾートマンション)、ゴルフ場、スポーツ施設という「リゾート定食メニュー」にプラスして、通勤者用の住宅、マンションも建設、定住人口4~5万人の日本初の本格的な都市近郊型リゾートタウン建設を目指すという(資料⑩)。

構想の背景になっているのは、林野庁の「森林空間総合利用整備事業」いわゆる「ヒューマン・グリーン・プラン」であるが、国有林野会計の赤字対策として国有林を民間大企業に貸付け、賃料を得ようというものである。全国で145ヶ所、近畿では近江湖南アルプス、箕面、社三草山、三木山、氷ノ仙、紀泉高原、揖竜の7ヶ所が立候補している。「事業実施要領」で例としてあげられている施設は(資料⑪)のものであるが、国有林に大規模なホテル、マンションのみならず、第三セクター方式によるゴルフ場建設を認めているのは大きな問題であろう。

和泉山脈には、この他にも「フォレスト・シティ」「和泉高原ハイライフテクノエリア」「コスモパーク加太」など大規模な開発構想が集中している。「アーバン・リゾート」「自然環境型複合都市」など言葉の新奇さとは裏腹に、その中身は住宅用地、工場用地、ゴルフ場が合体しただけのものである。とりわけ問題なのは、いずれの構想にもゴルフ場建設が予定されていることであり、「フォレスト・シティ」では全面積の47%がゴルフ場にあてられている。まさに、和泉山脈の頂上から中腹部がゴルフ場で埋まろうとしているのが実状である(資料⑫)。

③ 交通体系

リゾート開発のためには交通体系の整備が大前提となるが、現在大阪方面から和歌山市内を通り、南へ抜ける幹線道路は、近畿自動車道紀勢線を別として国道42号線しかなく、紀泉リゾート、和歌山マリーナ・シティへのアクセスとしては不十分である。現在進められている道路整備事業のうち、リゾート開発にとって重要なものは、(1)第二阪和国道延伸（阪南町自然田～和歌山市元寺町）（資料⑬）、(2)本町・和歌浦線（資料⑭）、(3)田ノ浦漁港関連道路（資料⑮）である。(1)については88年に北バイパス（楠見ランプ～元寺町 2.2 Km）が事業化されているが、(2)はそれに接続しており、島崎町～新堀橋間が開通すれば、大阪方面から和歌浦へ直行することが出来る。そして津屋交差点から三断橋をつきぬけて、300メートルほど直進すれば「新不老橋」であり、片男波から毛見に架橋すれば、マリーナ・シティへ抜けることになる。(3)は、田ノ浦～雑賀崎をトンネルと岩礁を橋ゲタとして利用した海上道路で結ぶものであるが、さらに、田ノ浦～新和歌浦漁港を結び、紀ノ川河口大橋が建設されれば、大阪方面から和歌山市臨海部を周回し、マリーナ・シティへ直行するルートが形成されることになる（資料⑯）。

Ⅱ リゾート構想の問題点

1 環境破壊

大規模リゾート構想の最大の問題点は、近畿圏でかろうじて残された和歌山の豊かな自然を、海も山も全面的に人工的に改造することにより破壊してしまうことである。

和泉山脈については、すでに開発済みのものが20件、484ヘクタール（資料⑰）、今後開発が計画されているものは、紀泉リゾート665（和歌山市域363）ヘクタール、フォレストシティ324ヘクタール、コスモパーク加太250ヘクタールなど1100～1200ヘクタール、さらに開発を想定して土地買収が進行中のものが推定1000～1500ヘクタールあるといわれており、合計すると2600～3200ヘ

クタールの自然林が消滅することになる（ちなみに甲子園球場は4ヘクタールである）。和泉山脈の和歌山市域は約4000ヘクタール、その65～85%が消滅する（資料⑱）。

和歌山の一人あたり都市公園面積は2.92平方メートルで全国第44位（和歌山県『100の指標から見た和歌山』）、都市の緑が少いなかで、市内から見た和泉山脈の眺望は貴重なものであるが、それが全面的に人工建造物でおおわれることになる。それに対する和歌山市の「対応策」は、中腹部を中心に開発すればあまり目立たないであろうというものであり、開発指導要綱も存在しないことに典型的に示されるように、和歌山市の環境問題に対する取組みの後進性は目をおおらばかりである（資料⑲）。

和泉山脈の開発と紀ノ川の水問題は密接不可分であるが、現在でも紀ノ川はBODに関する環境基準を達成しておらず、水生生物調査によっても水質悪化は明らかである（資料⑳）。ブラックバスなどの外来種が増え、在来種でも汚れた所で生育するニゴイが急増、2年前のホテイアオイの異常繁殖に見られるように生態系の変化が進んでおり、岩出など従来中流域の様相を示していた場所も全体として下流域化しつつある（環境庁『河川調査報告書 近畿版 1987年』）。紀ノ川の水は加納浄水場で沈殿、ろ過され、和歌山市供給量の6割をまかっている。硫酸バンド、塩素などが投入され、わずか6～7時間で水道水に仕上げられるが、大阪と比べるとまだましとはいえ、市内南部の水道水と比べると相当劣っているのが現状である。和泉山脈の中腹から頂上部が開発され、ホテル、マンション、住宅、ゴルフ場が乱立すれば、排水による汚染のみならず、農薬による汚染もふくめて、紀ノ川の水問題は深刻化せざるをえないであろう。

海洋リゾートについて見ると、マリーナ建設による環境問題としてまず藻場の喪失があげられる。和歌浦湾には3つの藻場があり、良好な漁場を形成していたが、二里ヶ浜は住友金属により、水軒浜は木材港により埋立てられ、最後に残ったのは毛見沖である。マリーナ・シティによりここがつぶされることは和歌浦湾の漁業にとって重大な打撃となるであろう。また、和歌浦湾はすでに

一部埋立てられたとはいえ、いまだ良好な景観を維持しているが、その中心部に一大海上都市がつくられ、湾岸道路、「新不老橋」「片男波・毛見架橋」により分断されるならば、歴史的景観にとって致命的な打撃となる。田辺湾については、県内海域の中で文里港区だけがCOD環境基準を達成しておらず（和歌山県『環境白書，平成元年版』），湾中央部の汚染も進んで夏場には常に赤潮が発生しているのが現状である（資料②）。田辺湾には、神島、天神崎という日本を代表する自然保護運動の成果があるが、「田辺湾総合リゾート開発計画」が実現すればその成果も消滅してしまうであろう。

2 災 害

環境破壊の問題はただちに災害の問題と直結するが、とくに紀ノ川北岸の和泉山脈と平野部の境界には中央構造線があり、最大幅500～600メートルの破碎帯が続いている。和泉山脈から紀ノ川へ小河川が流れこんでいるが、距離が短かく傾斜が急であり、現在でも大雨が降れば、ふもとの地域は広範囲に浸水被害にみまわれている。昭和27年の大水害の被害は甚大であったが、昨年9月の水害でも、和歌山市で床上浸水518世帯、床下浸水9,310世帯、山崩れ、土砂崩れ51ヶ所という被害を出している（資料②）。山脈の大部分は近郊緑地保全区域、宅地造成工事規制区域であり、治山、治水上重要な保安林もある（資料③）。これらの森林が伐採されゴルフ場がつくられると、ゴルフ場の保水力はきわめて弱く（ゴルフ場の第一条件は排水性の良さである）、雨水は一気に紀ノ川へ流出して浸水被害は現在より格段に深刻化するであろう。より恐ろしいのは土石流であるが、フォレストシティ予定地には土石流危険溪流3ヶ所、急傾斜地崩壊危険区域1ヶ所があり、上部の谷筋が埋められ、水の動きが変化することにより土石流災害が発生する可能性が考えられる（資料④）。和泉山脈の南麓には日本最大の活断層、中央構造線があり、この10万年間に水平方向に東へ200メートルあまり移動しているという。その破碎帯上に宅地を造成し、さらにその上部の山林をも大規模に開発することが妥当なのかどうか、専門的立場からの厳しいチェックが緊急に必要であろう（資料⑤）。

和歌山は台風、地震の多い地域であるが、台風については、和歌山を襲った台風は戦後においては年平均1.5回であり、とくにジェーン台風（昭和25年）、13号台風（昭和28年）、伊勢湾台風（昭和34年）、第二室戸台風（昭和36年）は大きな被害をもたらした。総計で罹災者34万5千人、家屋の全壊6,563、同流失2,297、浸水66,771にのぼっている（資料⑳）。地震については、慶長9年（1605年）、宝永4年（1707年）、安政元年（1854年）、東南海（1944年）、南海道（1946年）の大地震が大きな被害をもたらしたが、和歌山における大地震のほとんどは、その震源が紀伊半島周辺の海中にあり、大きな津波をともなっている。過去の津波の最大波高は、東南海大地震時、那智勝浦町天満で10メートル、南海道地震時には白浜で6メートルを記録しているが、地震発生後数分から1時間以内に大津波が県北部まで襲っていることを忘れてはならない（国土庁『土地保全図付属資料（和歌山県）』33～35ページ）。戦後においても震度Ⅲ～Ⅳの地震が頻発しており、津波に対してマリーナ・シティの安全性は確保されるのか大きな問題が残る（資料㉑）。

埋立が50ヘクタールをこえると環境アセスメントが義務づけられるが、和歌山マリーナ・シティの場合、当初58ヘクタールの埋立を予定していながら、新空港開港時に供用開始をねらい、時間のかかる環境アセスメントを回避するために埋立を49ヘクタールに縮小するという操作を行っている。環境、安全よりも目先の利潤を優先するリゾート企業の論理、それに追随する県の姿勢はリゾート開発の行方に重大な警鐘を鳴らすものと言わねばならない。

マリーナの場合、もう一つ海難事故の多発という問題がある。海上自衛隊潜水艦による衝突事故をおこした浦賀水道は、巾10キロメートル、1日平均航行船舶数722隻であるが、紀伊水道の過密状態はこれを上回り、紀淡海峡側は巾10キロメートル、1日平均706隻、鳴戸海峡側は巾1キロメートル、1日平均824隻となっている。紀伊水道は潮の流れがはやく、このような過密状態の中に淡路島、大阪、泉南、和歌山、田辺と多数の大規模マリーナを建設することがはたして妥当なことなのか、いま一度問い直すことが必要であろう（資料

⑳)。現在でも和歌山下津港は、全国17の特定重要港湾の中で、海難事故発生率で第4位を占めているのである。

3 採算性

リゾート開発の経済的問題については、まず事業の採算性がある。「和歌山マリーナ・シティ」は、計画では年間利用者300万人を見込んでいるが、近畿圏内の主要マリーナ構想だけで収容隻数は1万隻をこえている。

近畿圏統合マリーナ構想 と マリーナ収容数

① 淡路島リゾート構想	島内5ヶ所で (リゾート法の承認済み 88.10)	2300隻
② 阪神マリンシティ構想(兵庫)		1800隻
③ マリンリゾート21構想(大阪)		4000隻
④ フィッシャーマンズワールド構想(泉佐野市)		500隻
⑤ 田辺湾総合リゾート開発計画(和歌山)		1500隻

プレジャーボート保有台数は、1988年時点でモーターボート20万隻、ヨット6万隻、合計26万隻である。1970年には8万隻であり、その増大は著しく、また欧米と比べ普及率が低いため今後需要増大を見込めるのは確かであるが、はたして10年後にフランスなみ(80人に1人)、25年後にノルウェーなみ(6人に1人)という予測は、460人に1人という日本の現状からして妥当なのか、過当競争のなかで採算がとれるのか、大いに疑問である(資料⑳)。マリーナ先進地逗子の実態を見ると、ヨットを預ける保証金200万円、年間料金クルーザーで140万円、マンション坪300万円(平均15坪、4500万円)、利用日数は多くて3週間となっているが(地域・自治体問題研究所佐古田武士氏調べ)、今後建設されるマリーナ料金はそれより高くなることが予想される。労働時間は先進国中最も長く、購買力平価で見た賃金水準はアメリカの54%、西独の64%(労働省調べ、1986年)という現状の中でどれだけの利用者があるか、少なくとも県の「“サン”黒潮リゾート」宣伝文が日本の実態とかけ離れていることだけは確かである(資料㉑)。

リゾートビジネスの成長には長期滞在型の定着が必要であるといわれるが、

日本の現状では不可能であり、海外をふくめた競合関係の中で、採算性に悲観的な見方が推進側にも多い。一例として和歌山市の報告書と大和銀行のレポートをあげておく（資料⑩）。

4 地元負担

大規模リゾート計画は第三セクター方式をとり、基盤整備については地元自治体の責任とされ巨額の負担を強いられる。宮崎日南海岸リゾートでは民間1800億円に対し、自治体2500億円、三重サンベルトゾーンではそれぞれ3600億円と5000億円となっている。リゾート構想の主要推進官庁は通産省、建設省であり、彼らにとってリゾートとは国民の余暇活動に対する条件整備ではなく、大規模土木建設事業そのものとして、「列島改造論」の延長としてしか把握されていない。「和歌山マリーナ・シティ」の場合、埋立総事業費420億円、そのうち公共事業170億円（国直轄70億円、補助100億円）、県単独事業250億円、補助事業の負担割合は国50%、県32%、和歌山市18%であるが、和歌山市は、工事負担金、上下水道、消防出張所などの直接経費と関連事業で100億円をこえる負担を強いられるという計算もある（日本共産党和歌山市会議員団『旅田市長は和歌山市政をどのように「刷新」したか』1989年、28ページ）。

このような地元負担に対する推進側の正当化の論拠は、事業による経済的波及効果——地域経済活性化である。野村総合研究所は『和歌山マリーナシティの事業開発効果』という小冊子で、その波及効果を（資料⑪）のように計算している。最近の例では、1978年の住友金属による西防埋立申請があるが、この時埋立総費用3,000億円で9,000億円の波及効果があるといわれたが、現実には埋立事業は和歌山経済に何らの波及効果も生み出さなかった。この点については、和歌山県の大規模プロジェクト策定に参加した杉浦一平元和歌山大学経済学部教授も卒直に認めている（資料⑫）。大規模工事があってもそれを受注するのは県外大手企業であり、地元零細企業にはほんの一部の仕事しか回ってこない。また激しい誘致合戦をくりひろげる中で、地元を誘致するためにさまざまな優遇措置が講じられ、企業の採算ベースを高めるが、「和歌山マリーナ・

シティ」の場合、埋立事業費420億円に対し、松下興産への土地売却額は230億円、坪19万円といわれ、現在の近畿圏における地価水準からすれば超安値で提供される（和歌山民報 1989.12.10）。他方、新空港向けの土砂採取事業の場合、新空港会社への売却価格と採取コストの差が大きく、250～300億円の赤字が予想されるが、採算性を無視して1000億円をこえる事業を開始したツケは結局県民に転嫁されることになるであろう。マリーナ構想も紀泉リゾート構想も同じ帰結が予想されるとすれば、和歌山県民、市民の負担はどれほどになるのだろうか。

5 計画作成手続

和歌山におけるリゾート構想の問題点は、計画内容そのものとともにその進め方、計画作成手続にもある。大規模開発は、当該地域住民の生活に重大な影響を与えるだけでなく、財政負担という点で全県民にかかわる問題であるにもかかわらず、情報を公開して広く住民の意見を聴取することなく、事実上自治体、企業、一部自治会役員の手で一方向的に進められる傾向が見られる。「紀州ミール工場」「新不老橋」問題の経過が示しているように、計画内容のみならず計画の存在をも住民に周知することなく、地区自治会長の承認をもって地区住民全体の承認と見なすという、民主主義の原則から逸脱したやり方がとられている（「紀州ミール工場」問題については、松本弥平治、汐見文隆『悪臭工場追放記』を参照されたい）。「新不老橋」の場合はさらに、反対運動がおこると自治会組織を通して賛成署名が集められ、市の自治会連絡協議会が単位地区自治会長の了承なしに推進決議を表明している。このような自治会のあり方については、地区自治会長としての立場から松本氏（西浜）、汐見氏（高松）が厳しい問いかけをしている（資料④）。

計画作成における民主主義的手続の欠落は、とかく不明朗な金の動きをともないがちであり、全国的に「リゾート汚職」として問題になっている（毎日新聞 1989.5.19）。和歌山マリーナ・シティにおいては、県企業局長が漁協組合長と「協力金」名目で3億1300万円を支払う覚書をかかわしたことが問題となっ

ている。松下興産が立替払いをすることになっているようであるが、法的には全く根拠がないものであり、今後取扱いをめぐって問題となろう（和歌山民報 1989. 12. 10, 朝日新聞 1989. 10. 5）。

Ⅲ リゾート開発に対する法規制と住民運動

Ⅰでふれたように、リゾート法は税法上、資金調達上の優遇措置とともに、これまで乱開発を阻止してきた諸法規の内容を骨抜きする規制緩和を打ちだしている。リゾート法第14条（農地法等による処分についての配慮）において、総合保養地域の整備にさいして関係する規制措置（農地法に基づく農地転用許可、農業振興地域整備に関する法律及び都市計画法に基づく用途規制、森林法に基づく保安林及び林地開発認可など）について「当該重点整備地区における当該施設の設置が図られるよう適切な配慮をするものとする」と規定されている。第15条（国有林野の活用等）において、国有林内でのゴルフ場造成、港湾でのマリーナ建設に便宜が図られることになり、従来乱開発に対する防波堤の役割を果たしてきた国有林に、ゴルフ場が建設されることに道を開いた。森林法関係では新たに「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」（1989年）が制定されたが、その第8条（保安林における制限の特例）により、保安林においても、森林保健機能増進計画による場合、知事の許可なしに立木を伐採し、土地の形質を改変し、伐採跡地に植栽しなくともよいことになった。国有林、保安林こそ治山、治水の要である。それを利潤追求のために伐採し、ゴルフ場をつくる。その論理はまさに“我亡き後に洪水は来たれ”という形容がふさわしい。（リゾート法、森林特措法の問題点については藤原信「かつてなき自然破壊への道」『世界』1990年6月号を参照されたい）

総合保養地域整備法

（農地法等による処分についての配慮）

第14条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区の土地を承認基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区にお

ける当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第15条 国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

- 2 港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第56条第1項に規定する都道府県知事を含む。）は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図られるよう当該港湾の水域の利用について適切な配慮をするものとする。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法

(保安林における制限の特例)

第8条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第34条第一項本文及び第34条の2本文の規定は、適用しない。

- 2 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第34条第二項本文に規定する行為については、同項本文の規定は、適用しない。

森林法

(保安林における制限)

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 森林所有者等が第49条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 三 第188条第二項の規定に基づいて伐採する場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 除伐する場合
- 六 その他省令で定める場合

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉、若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第49条第一項の許可を受けてする場合
- 三 第188条第二項の規定に基づいてする場合

- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて省令で定めるものをする場合
- 六 その他省令で定める場合

3～9 (略)

(保安林における植栽の義務)

第34条の二 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。但し、当該伐採をした森林所有者が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第38条第一項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行なう当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他省令で定める場合は、この限りでない。

リゾート開発による大規模な自然破壊を阻止するにはリゾート法、森林特措法の日も早い廃止が重要であるが、当面の課題として、既存の規制立法を利用した住民の側からのチェックが必要であろう。野村総合研究所は、リゾート開発を推進する立場から「参入企業にとっては、今後どこまで実のある規制緩和策が実行されるかが、重要なポイントとなる」（野村総合研究所『2000年のリゾート産業』）としているが、逆にいうと、それだけ既存の公的規制がリゾート開発を阻止するうえで重要な役割を果たしうるということである。リゾート開発関連の諸規制、和歌山におけるその適用について(資料⑳)をあげておく。

和歌山における自然調査、保護運動は、「天神崎の自然を大切にする会」「熊野自然保護連絡協議会」など県下各地に存在し、多様な活動を行っている(資料㉑)。各組織の横のつながりが弱いといわれてきたが、個人加盟の横断的な連絡組織として「和歌山の自然を考える会」が1988年に結成され、自然情報誌『NATURA』を定期刊行している(資料㉒)。このような自然保護運動での蓄積はかなりのものがあるが、リゾート開発の是非を問う住民運動はきわめて弱いというのが現状である。その中で和歌浦の歴史的景観を守ろうという「和歌浦を考える会」の活動が際立っており、現在「歴史的景観権」という新しい

概念を根拠に裁判闘争を行っている(資料③)。その後、和泉山脈開発構想が具体化してくるのに対応して、「いずみ山系の開発を考える会」「第二阪和国道計画を考える会」が活動を開始している(資料④)。国策がらみの巨大開発プロジェクトに対する反対運動には当然大きな困難をともなうが、オリンピック候補地、長野岩菅山スキー場計画の断念、リゾートのドン、堤義明氏のJOC会長辞任、国土計画の軽井沢ゴルフ場計画中止と、全国各地でとりわけゴルフ場計画が中止、凍結においこまれている。和歌山においても、金屋町のゴルフ場建設計画が住民投票により撤回(その後逆転)、島精機、紀陽銀行、不動建設の「潮岬リゾート計画」に対し区民総会が圧倒的多数で反対決議をするなど新しい動きが出てきている(資料⑤)。

Ⅳ ゴルフ場問題

概要

ゴルフ場の数は全国で1706ヶ所であり、造成中325、計画983を加えると3000ヶ所、32万5000ヘクタールにのぼっている(朝日新聞 1990.3.20)。大阪府の面積は18万6600ヘクタールであり、その2倍近い広さがゴルフ場で占められることになる(資料⑥)。近畿の状況をみると、既設ゴルフ場の数、対県土面積比は、滋賀33(0.95%)、京都28(0.63%)、大阪42(1.60%)、兵庫111(1.44%)、奈良27(0.75%)、和歌山20(0.31%)となっている(資料⑦)。

問題点

ゴルフ場は、その多くが森林をきり開いてつくられるが、森林は多様な動植物をふくむ自然の宝庫であるだけでなく、巨大な緑の貯水池であり、浄化槽でもある。これにたいしゴルフ場は、外見上は緑だが、芝草の保水性はない。ゴルフ場の第一条件は排水の良さであり、芝草の下には縦横に排水管が敷き詰められ、雨水は河川へ一時に大量に放出される。しかもその水には、グリーンの維持のために大量に散布される殺虫剤、除草剤、着色剤などがふくまれている。18ホールゴルフコースで、年間、殺菌剤1400キログラム、除草剤1300キログラ

ム、殺虫剤 800 キログラムが使用されるといわれるが（「ゴルフ場における農薬使用の実情」、『月刊グリーンビジネス』85年9月号）、このなかには発ガン性、催奇形性をもつ危険なものがふくまれている。2・4-Dはベトナム戦争でアメリカが枯れ葉剤として使用したものであるが、猛毒のダイオキシンをふくんでおり、キャプタンは発ガンのリスクが高いといわれている。

農薬によるキャディー労働者の被害については、淀川勤労者厚生協会の調査があるが、97名中、20名が「直接散布している農薬を浴びた」と回答し、9割近い人が自覚症状を訴えている（資料④）。

開発規制と反対運動

農薬による飲料水汚染、水産被害が深刻化するなかで、全国で200ヶ所をこえる地域でゴルフ場反対運動がおきており、行政の側も一定の対応をせまられている（資料④）。

88年8月に埼玉県小川町で地元住民とゴルフ場の間で全国初の「環境保全協定書」が締結されたが、そこでは農薬の種類、使用量の公開、環境汚染の原因が農薬と推定される場合の散布中止と損害補償義務が明文化されている。翌年には奈良市が水質保全のために県下の9ゴルフ場と環境協定を締結、佐賀県では無農薬の公営ゴルフ場が誕生するなど農薬使用規制が一定進むが、さらに京都、河内長野など全国7ヶ所で建設計画が撤回、全面見直しにおいこまれている（資料⑤）。

和歌山の現状

和歌山のゴルフ場は、近畿圏内では最も少ないが、リゾート構想に対応して県は新規開発条件を緩和し、ゴルフ場整備を進めようとしている。従来は、過疎、同和、観光対策関連事業のみ新規開発を認めていたが、88年12月に「ゴルフ場等開発計画（予定地）に関する取扱」を改正し、リゾート対策および「地域振興に寄与すると認められるもの」の二点を追加した（資料⑥）。

これにより、近畿他府県における規制強化の動きとあいまって、和歌山におけるゴルフ場建設計画は急増し、既存20に対し、工事中又は事前協議中18、予

定（うわさ含む）44，全体で82ヶ所になる（和歌山民報1990. 8. 26）（資料④）。

農薬問題については，県内ゴルフ場2ヶ所で農薬取締法違反の農薬使用など10件の違反が確認されている（資料④）。

90年4月に島精機，紀陽銀行，不動建設の三社が潮岬にヘリポートつきゴルフ場を建設する計画を発表したが，潮岬沖には沖縄に匹敵するサンゴ礁が確認されており，和歌山においても，環境，自然保護問題とゴルフ場問題が一大争点として浮上してきている。すでに金屋町ではゴルフ場建設計画が地元区民の全体投票によりいったんは白紙撤回されるという事例が出ており，潮岬の計画も区民総会での反対決議により完全に行きづまっている。いずれも住民運動の新たな形態として注目される（資料④）。

小 括

リゾート先進地，湯沢町（新潟県）は人口9,600人，そこにマンションが35棟，6,844戸あり，建設中，協議中をふくめると67棟，16,322戸になるという。税収は増えたが，水道，ゴミ処理，地価高騰による公共用地取得難など多くの問題をかかえこんでいる。『雪国』の舞台もいまや「トンネルを抜けるとマンションだった」という状態になり，東京から自然の豊かさに魅せられて移り住んだ人たちも，今また東京へUターンしつつあるという（『世界』1990年6月号）。

日本のリゾート開発の問題点は，国立公園もふくめ自然環境のすぐれた場所を大規模に，画一的に開発し，貴重な景観を破壊してしまうことにある。リゾートといえばすぐフランスのラングドック・ルシオンがひきあいに出されるが，そこはもともと蚊の多い，景観にも乏しい湿地帯であり，国策として大規模に開発をすることにより一大リゾート地として発展してきた所である。土地投機の抑制もふくめ，計画的に開発が進められ，中心部の最も条件の良い部分は低所得者向けの低料金で利用出来る施設が配置されているという。ここに，同じ「リゾート」とはいっても，日本のそれとの端的な相違が示されている。余暇も保障せず，大企業の無秩序な乱開発を容認し，良好な自然景観を破壊した上

で、高い料金をとる、これがはたして真にリゾートといえるのか？

和歌山は「近畿の盲腸」などといわれるが、国土軸からはずれ、高度成長に乗りおくれたことは事実として、それが逆に近畿圏ではめずらしく豊かな自然を残すことになった。その自然が海も山もふくめて全面的に「カネ」に換算され、開発されつくそうとしているのが現在の状態である。しかし、ここで一歩たちどまり、開発をめぐるかつての苦い経験を思いかえすことが必要であろう。和歌山にはかつて水軒浜というすばらしい海岸があったが、今は木材港としてアスファルトで埋められ、汚れた水をたたえている。二里ヶ浜も、毛見の浜も同じような状態である。もし、あの白砂青松の砂浜が保存されていたならば、どれほどすばらしい市民の憩いの場になっているであろうか。

かつての埋立事業による破壊からかろうじてまぬがれた部分が、いま再び開発のターゲットにされているが、その開発構想は工場をマンション、ヨットハーバー、ゴルフ場に変えただけで、かつての愚を再びくり返そうとしているように思われる。美しい景観が「リゾート」の名の下に破壊され、立地条件が変化すれば企業は撤退していく。美しい海岸線、親水空間、森林を「カネ」に換算するのではなく、人間的な生活、生命、健康に対してもつその価値を再評価すべき時代に来ているはずである。「水軒浜」を繰返さないために、リゾート開発の是非をいま一度問い直すことが求められているといえよう。

本研究は財団法人和歌山大学経済学部後援会の助成金をえて行われた。また資料の収集、整理において県地域・自治体問題研究所の佐古田武士、明野進両氏に多大の御支援をいただいた。心より感謝の意を表す。

尚、紙幅の都合で、最終的に一部割愛した資料については、著者の方で別途に作成しています。

リゾート基本構想表 (承認済)

資料①-1

	地域	構 想 名	面積(㉔) 特定地域	民間事業 費(億円)	主要な参加企業	ゴルフ場 (㉔)
1	三重	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	156,249	3,500	セゾングループ、近鉄、大和ハウス	731
2	宮崎	宮崎・日南海岸リゾート構想	133,271	2,000	フェニックス国際観光、宮崎交通、西武鉄道グループ	837
3	福島	会津フレッシュリゾート構想	177,527	2,000	東急電鉄、伊藤忠、飛島建設	732
4	兵庫	淡路島リゾート構想	59,785	4,000	三井不動産、長谷工コーポレイション、日本セメント	1,113
5	栃木	日光・那須リゾートライン構想	170,121	2,000	大和ハウス、丸紅、地産、東武鉄道	521
6	新潟	雪と緑のふるさととマイライフリゾート新潟	163,443	2,900	ミサワリゾート、国土計画	835
7	群馬	ぐんまりフレッシュ高原リゾート構想	175,358	2,800	紀州鉄道、森ビル観光、国土計画	1,049
8	埼玉	秩父リゾート地域整備構想	99,417	900	西武鉄道、埼玉銀行、秩父セメント	357
9	秋田	北緯40°シーズンリゾート秋田構想	177,050	1,600	国土計画、J-R東日本、フジタ工業	458
10	岩手	さんりく・リアス・リゾート	172,871	1,600	小野田セメント、新日鉄、伊豆箱根鉄道	402
11	千葉	房総リゾート地域整備構想	178,581	9,500	東武鉄道、東急不動産、熊谷組、大林組	2,259
12	長崎	ナガサキ・エキゾチック・リゾート構想	145,377	3,000	興銀、三菱商事、日本郵船、筑肥観光	568
13	北海道	北海道富良野大雪リゾート地域整備構想	334,397	2,800	国土計画、関兵精麦、セゾングループ	776
14	広島	瀬戸内中央リゾート構想	121,252	2,100	ミサワホーム、マツダ、JTB	578
15	福岡	玄海レク・リゾート構想	143,305	5,000	新日鉄、城山観光	833
16	大分	別府くじゅうリゾート構想	148,658	1,900	三井信託、大新東	1,099
17	京都	丹後リゾート構想	127,793	1,700	ニチメン、東急建設	432
18	長野	フレッシュエア信州、千曲川高原リゾート構想	177,810	2,200	川鉄商事、セゾングループ	1,252
19	宮城	栗駒・船形フレッシュリゾートオアシス21構想	169,880	1,100	三菱地所、東急建設	145
20	石川	石川県南加賀・白山麓総合保養地域整備構想	154,872	3,200	日東興業、鹿島建設、JR西日本、全日空	1,335
合 計			3,187,017	55,800		16,310

(承認申請中)

21	福井	奥越高原リゾート構想	112,758		
22	熊本	天草海洋性リゾート基地建設構想	93,155		
23	青森	津軽・岩木リゾート構想	158,621		
24	愛媛	えひめ瀬戸内リゾート開発構想	140,356		
合 計			504,890		
総 合 計			3,691,907		

(基礎調査提出済)

1	滋賀	琵琶湖リゾートネックレス構想 (㉔)174,000			
2	香川	瀬戸内・サンリゾート構想	110,000		
3	和歌山	燦、黒潮リゾート構想	162,000		
4	沖縄	沖縄トロピカルリゾート構想	225,000		
5	島根	島根中央地域リゾート構想	169,000		

6	愛知	三河湾地域リゾート整備構想	82,000		
7	山形	蔵王・月山地域リゾート	179,000		
8	山梨	山梨ハーベSTRリゾート構想	154,000		
9	茨城	茨城きらめきリゾート構想	175,000		
10	島根	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	147,000		
11	佐賀	歴史と自然のパノラマさがりゾーン構想	175,000		
12	高知	土佐浜街道リゾート構想	179,000		
13	静岡	にっぽんリゾートふじの国	165,000		
14	徳島	ヒューマン・リゾートとくしま海と森	157,000		
15	岡山	岡山県北リゾート構想	163,000		
16	鹿児島	鹿児島サン・オーシャンリゾート構想	168,000		
合 計			2,584,000		

資料①-2

重点整備地区における施設の整備についての総括表

県名	ゴルフ場 (ha)		スキー場 (ha)		県名	テニスコート		マリナー	
	面積 (うち国有林面積)		面積 (うち国有林面積)						
三重県	5ヶ所	731			三重県	3ヶ所	34面 (12ヶ所に併設)	10ヶ所	2,240隻収容
宮崎県	7ヶ所	837 (80)			宮崎県	3ヶ所	136面 (7ヶ所に併設)	1ヶ所	300隻収容
福島県	7ヶ所	817 (100)	3,639	(1,222)	福島県	15ヶ所	244面 (国有林内1ヶ所78面)	1ヶ所	300隻収容
兵庫県	12ヶ所	1,225			兵庫県	20ヶ所	249面	5ヶ所	2,300隻収容
栃木県	8ヶ所	521 (292)	1,362	(1,362)	栃木県	14ヶ所	195面 (国有林内5ヶ所77面)		
群馬県	12ヶ所	1,088 (125)	400	(362)	群馬県	19ヶ所	261面 (国有林内11ヶ所130面)		
新潟県	5ヶ所	828 (85)	3,558	(1,914)	新潟県	20ヶ所	257面		
埼玉県	5ヶ所	546	35		埼玉県		(5ヶ所に併設)		
秋田県	5ヶ所	456 (120)	1,517	(1,145)	秋田県		(9ヶ所に併設)	1ヶ所	200隻収容
千葉県	20ヶ所	2,224		(人工スキー場)	千葉県	30ヶ所	350面	4ヶ所	2,210隻収容
長崎県	6ヶ所	568			長崎県	12ヶ所	100面	8ヶ所	
岩手県	4ヶ所	402		(ファミリースキー場)	岩手県	14ヶ所	80面	1ヶ所	350隻収容
北海道	7ヶ所	1,473 (553)	1,558	(1,498)	北海道	7ヶ所	84面 (国有林内1ヶ所16面)		予定あり
広島県	5ヶ所	588 (100)			広島県	16ヶ所	70面	12ヶ所	1,320隻収容
福岡県	10ヶ所	832			福岡県	15ヶ所	151面	6ヶ所	1,670隻収容
大分県	12ヶ所	1,122			大分県	20ヶ所	167面	3ヶ所	1,051隻収容
京都府	4ヶ所	432 (100)		40+α(国有林内2ヶ所)	京都府	14ヶ所	91面		50隻収容
合計	134ヶ所	14,680 (1,555)	12,109	(7,543)					

ゴルフ場問題全国連絡会編『リゾート開発への警鐘』

資料② リゾート法のメリット

(1) 課税の特例 (法第8条関係等)

一定の特定民間施設 (スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設等) に対し次の特例措置が講じられます。

- ・法人税の特別償却 (初年度に通常の償却費プラス特別償却費 (13/100) が可能)

- ・特別土地保有税の非課税
- ・事業所税の非課税、減免

ア) 新增設に係る事業所税の非課税

イ) 事業に係る事業所税のうち資産割の軽減

(2) 地方税の不均一課税に伴う措置 (法第9条関係)

地方公共団体が一定の特定民間施設に対し不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行った場合には、その減収額の一定部分を地方交付税により補填する措置を講じる。

(3) 資金の確保 (法第10条関係)

- ・政府系金融機関 (関銀等) による低利融

資 (5.0%63年6月現在)

- ・NTT株式売払収入による無利子融資 (第3セクターが対象)

(4) 地方債の特例措置 (法第13条関係)

地方公共団体が民間事業者に対して出資、補助等の助成を行った場合は、当該経費を地方債の対象経費とする措置を講ずる。

(5) 公共施設の整備 (法第11条関係)

国及び地方公共団体は、道路、下水道等の公共施設の整備の促進に努める。

(6) 農地法等による処分について施設設置の促進が図られるよう適切な配慮をする。

(7) 国有林野の活用について民間事業者等に対して国有林野の使用を認める適切な配慮をする。

(8) 港湾に係る水域の利用について、水域の占有及び工作物の設置の許可に対する配慮及び海洋性レクリエーション施設の整備計画の港湾計画への反映

資料③ 大阪湾岸ベイエリア開発を含む近畿圏主要開発プロジェクトと計画事業費
「産業基盤開発」34件、「リゾート開発」41件

関西新空港（1兆676億円）、明石海峡大橋（3830億円）、関西文化
 学術研究都市（3兆円）、大阪湾フェニックス計画（1420億円）、関西
 文化公園都市（1兆円）、テクノポート大阪（2兆2000億円）、トリヴ
 ェール和泉（和泉中央丘陵開発、3000億円）、大阪りんくうタウン（南
 大阪湾岸整備事業、5000-6000億円）、阪南丘陵開発事業（160
 0億円）、六甲アイランド（1兆2400億円）、ポートアイランド第2期
 （5200億円）、神戸ハーバーランド（700億円）、神戸研究学園都市
 （1400億円）、神戸三田国際・公園都市（3490億円）、コスモパー
 ク加太（1000億円）、琵琶湖リゾートネックレス構想（5000-70
 00億円）、丹後リゾート構想（1500億円）、マリンリゾート21構想
 （2000億円）、紀泉地域国際リゾート（1000億円）、ウオーター・
 ワンダー・ワールド計画（480億円）、レジャーワールド計画（1500
 億円）、中央突堤周辺地区再開発計画（1000億円）、淡路島リゾート構
 想（4055億円）、マリンピア神戸（500億円）、加太・国際リゾート
 都市整備計画（2000億円）など、合計事業費は20数兆円といわれる。

近畿の主要リゾート計画と進出企業

三重県・・三重サンベルトゾーン構想（西洋環境開発=西武セゾン、西武百貨店
 近鉄グループ、日本鋼管、ヤマハ発動機、ヤマハリクレーション、日
 本郵船、清水建設、大林組、不動建設、三菱信託銀行、名古屋鉄道、
 大和ハウスなど）

滋賀県・・琵琶湖リゾートネックレス構想（丸紅、京阪電鉄、西武鉄道、西武不
 動産など）、他の構想は略

京都府・・丹後リゾート構想（JR西日本）、他の構想は略

大阪府・・マリン・リゾート21構想（住友銀行、大成建設、南海電鉄など10
 数社）

紀泉国際リゾート構想（関西電力、大阪ガス、大林組、住友銀行、三
 和銀行、大和銀行、久保田鉄工、南海、近鉄、サントリー、東洋紡
 日本生命、日本ハム、ヤンマーなど18社）

天保山ハーバービレッジ計画（大阪ガス、近鉄、京阪、高島屋、日商
 岩井、三菱倉庫、兼松江商、日立造船、ミズノ、住友倉庫、住友銀
 行、三和銀行、大和銀行、富士銀行、三菱銀行）、なお、これら1
 6社と大阪市は共同出資で「大阪ウオーターフロント開発（株）」
 （資本金10億円）を設立（88年4月）。他は略

兵庫県・・淡路島リクレーションリゾート構想（長谷工コーポレーション、三井
 物産、サントピアマリーナ=伊藤忠不動産、大和ハウス、日本セメ
 ント、ホテルプラザ）

レジャーワールド計画（伊藤忠商事、伊藤ハム、阪急、日本興業銀行
 日本電気、日本郵船、日本生命、川崎重工業、川崎製鉄、太陽神戸
 銀行、ダイエー、ワールド、上島珈琲、大阪ガス、丸紅、松下電器
 神戸製鋼、アシックス、サントリー、三菱商事、三菱重工業、住友
 銀行、関西電力、神戸商工会議所）

21世紀理想都市計画（姫路）（アサヒビール、アシックス、大阪ガ
 ス、関西電力、新日本製鉄、山陽特殊製鉄、西洋環境開発、積水ハウ
 ス、太陽神戸銀行、三和銀行、日本興業銀行、日本生命、高島屋、
 NTT、JR西日本など24社）。他は略

奈良県・・五条・吉野リゾートゾーン構想（大和ハウスなど）。他は略

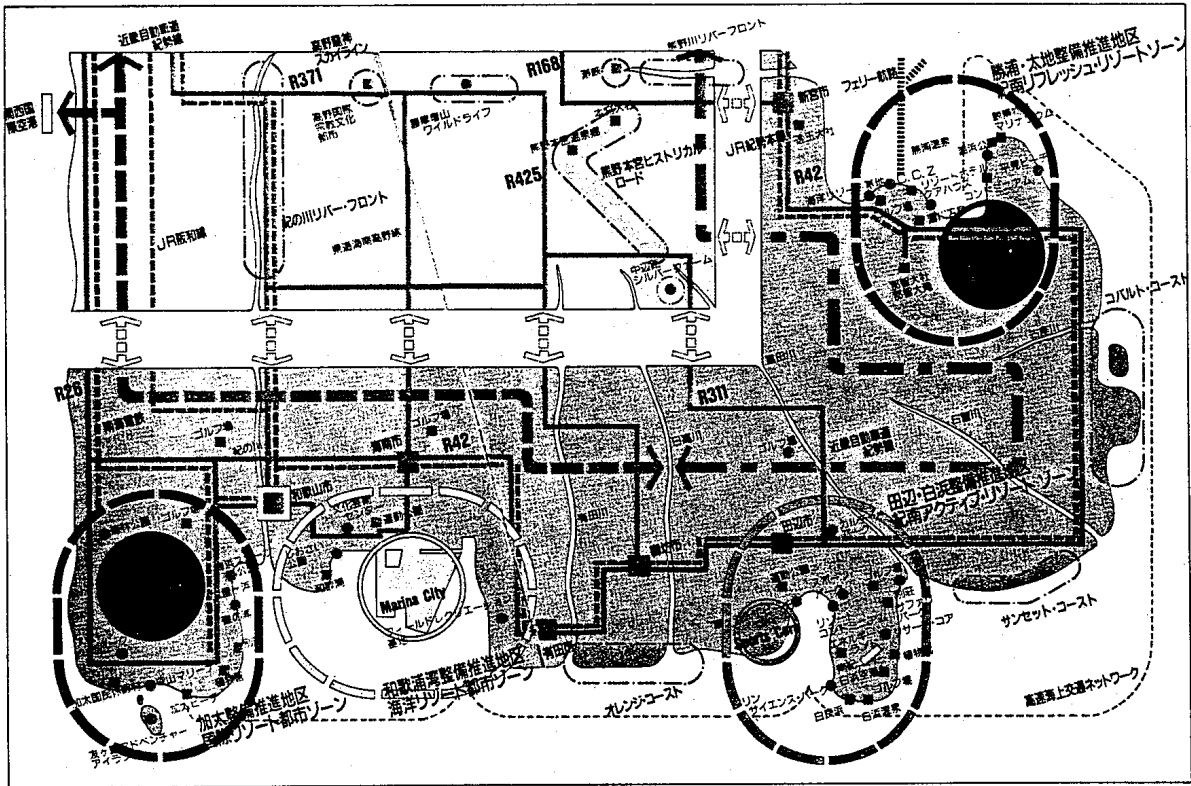
和歌山・・瀬・黒潮リゾートゾーン構想（松下電器=和歌山マリーナシティー、
 丸紅=田辺湾総合リゾート、伊藤忠商事、藤原運輸、オリムピック
 など）

山なみやすらぎの里構想（住友建設、アサヒビール、ニッカウイスキ
 ーなど）。他は略

資料：『リゾート整備事業』公共投資ジャーナル社、『大規模リゾート開発情
 報ファイル』総合ユニコム、『近畿圏開発プロジェクト』重化学工業通
 信社など

資料④-1

“燦”黒潮リゾートの構成



加太 国際リゾート都市ゾーン

<p>開発コンセプト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●良質、多様な居住機能の構築によるリゾート都市の創出 ●国際交流の拠点形成 ●和歌山県のリゾート開発におけるシンボリック的事業の形成 ●立地条件を活かしたリサーチ・コアの導入、形成 	
<p>中核プロジェクト</p>	<p>コスモパーク Cosmo Park</p>	<p>本地区の開発コンセプトを集約・代表する国際リゾート都市 ホテル、コンベンション施設/バカンス・ビレッジ/リゾート・タウン/コミュニティ・プラザ/ヘルス&カルチャー施設/ロックガーデン、公園/リサーチ・コア</p>
<p>その他のプロジェクト</p>	<p>友ヶ島アドベンチャーアイランド/深山マリーナ/二里ヶ浜、磯の浦/森林公園/スポーツパーク/加太ビーチ/植物園/海浜スポーツ公園</p>	

資料④-2 和歌浦 海洋リゾート都市ゾーン

開発コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ●近代のリゾート基地と各種レクリエーション機能の充実 ●通勤可能な居住施設とウイークエンドハウス、あるいは別荘、ペンション、ホテル等、滞在機能は混在型 ●マリーナを軸とした海洋レクリエーションの展開 ●一部高齢者向けの滞在空間の創造 ●海浜公園、文化施設、運動公園等、都市機能との連携 	
中核プロジェクト	マリーナシティ Marina City	<p>近代色を最大限に打ち出した海洋リゾートコンプレックス。海と陸、居住と余暇の一体空間。不特定多数の利用にも配慮。</p> <p>マリーナ及びスポーツ・レクリエーション施設/フィッシャーマンズ・ワーフ/公園/海洋博物館/ホテル/中高層リゾートマンション/タウンハウス/コミュニティ・プラザ/コミュニティ施設</p>
その他のプロジェクト	しおさい公園/毛見ビーチ/文化芸術センター フィールド・レクリエーション基地	

田辺・白浜 紀南アクティブリゾートゾーン

開発コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年のためのマリン・スポーツ機能の充実 ●豊かな自然環境と温泉を活用した、中高年層対象の滞在生活空間の創造 ●利用者各層の交流空間等の創造による、多種多機能の総合リゾート形成 	
中核プロジェクト	スポーツ・コア Sports Core	<p>地区北端の芳養湾開発、研修施設を含めた青少年のマリン・スポーツ基地の形成</p> <p>ロッジ/コテージ/オートキャンプ場/ペンション/テニスコート/研修センター/マリーナ/イベント広場</p>
その他のプロジェクト	天神崎臨海自然園/扇ヶ浜/リゾート・コンドミニアム/スポーツ公園/リゾートホテル/別荘/コンベンション施設/リサーチ・コア/ビーチサイドビレッジ/カルチャーパーク/マリン・サイエンス・パーク	

勝浦・太地 紀南リフレッシュリゾートゾーン

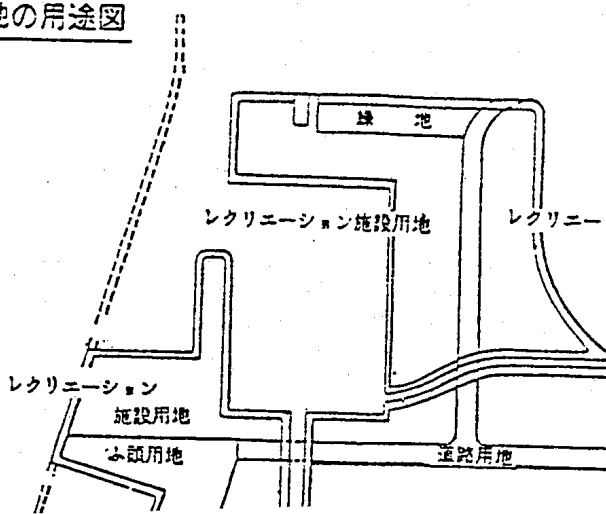
開発コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的長期の滞在による心身のリフレッシュを実現する自然度の強いリゾート ●スポーツ、温泉、宗教文化、温暖な気候を活かしたリフレッシュメントの実現 ●スポーツ・メディカル・センターを有した、水準の高い施設の展開 ●青少年や中高年のニーズに応える多様な滞在施設の導入 ●人工的な海浜空間を創造し、人の賑わいを演出 	
中核プロジェクト	ウェルネス・コア Wellness Core	<p>総合スポーツセンター的機能を核に、ゴルフ場、マリーナなどを付設し、利用者層の多様化の推進</p> <p>リゾートホテル/コテージ/別荘/ゴルフ場/多目的フィールドトラック/野球場/テニスコート/クラブハウス/マリーナ/ヘリポート</p>
その他のプロジェクト	リゾートホテル、クアハウス/リゾートマンション/海浜公園/平見ビーチ/那智勝浦海岸コースタル・コミュニティ・ゾーン/新宮港海洋リゾート基地	

資料⑤

和歌山マリーナシティ

対象地域	和歌山市毛見地区		
構想主体・計画主体・事業主体	和歌山県(埋立造成), 松下興産(株)(施設整備) 和歌山マリーナシティ(株)		
事業費	約 800億円	事業期間	昭和63年度 ~ 平成10年

埋立地の用途図



計画概要(土地利用計画)	ふ頭用地	3.2%	旅客船ターミナル、漁業関連施設、緑地等 *観光遊覧船、フィッシャーメンズワフ、観光魚市場等
	港湾関連用地	2.3%	宿泊施設、文化施設、緑地等 旅客ターミナル利用者のホテル 和歌山のすべてを紹介するための施設
	港湾交通施設	3.2%	ゆとりと潤いのある幅員をもった道路等
	緑地	1.2%	
	レクリエーション施設	39.0%	マリーナ施設、スポーツ施設、宿泊施設、文化施設、商業施設、居住施設、公共施設等 マリーナ収容費約1000隻 居住者用住宅 1300戸 土水道(日量5200トン) 下水処理場、スポーツ施設利用者のためのホテルその他
合計	48.9%		

これまでの取り組み状況

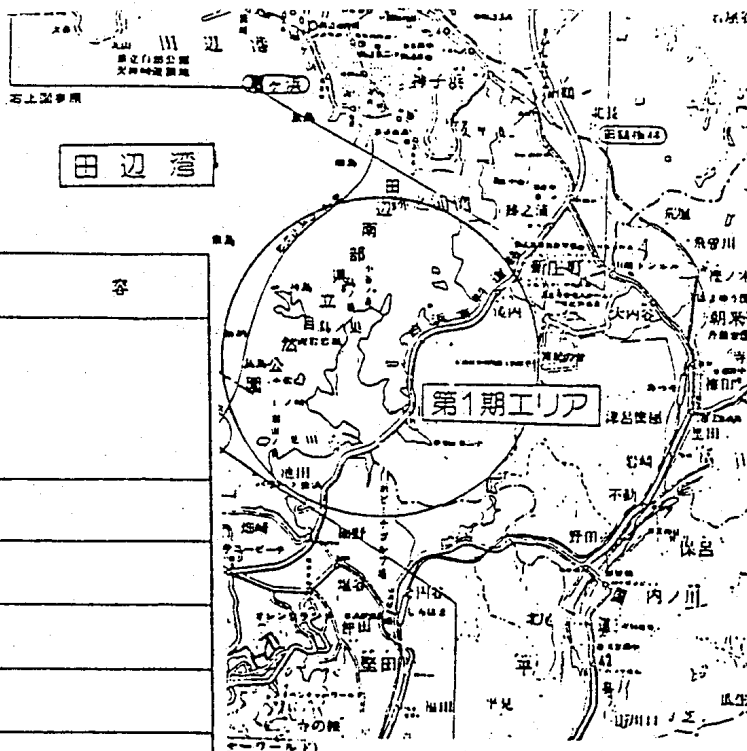
- 昭和61年4月 仮谷知事から松下興産(株)関根社長にマリーナ構想の要請
- 昭和62年3月 松下興産(株)から「和歌山マリーナシティ計画(案)」の提案
- 昭和62年5月 仮谷知事と関根社長との間で「和歌山マリーナシティ開発の基本的合意について」の共同発表
- 昭和62年5月 県庁内に「和歌山マリーナシティ建設推進協議会」を設置
- 昭和62年6月 学識経験者、地元有識者行政機関で構成する「和歌山下津港コースタルリゾート開発計画調査委員会」を設置
- 昭和62年9月 地方港湾審議会「和歌山下津港港湾計画の一部変更」
- 昭和62年11月 中央港湾審議会「和歌山下津港港湾計画の一部変更」
- 昭和63年3月 和歌山下津港コースタルリゾート開発計画調査報告書発表
- 昭和63年8月 埋立地に地先漁業権を有する2漁業協同組合の同意
- 昭和63年8月 和歌山マリーナシティに係る公有水面埋立免許の出願・住民縦覧
- 昭和63年8月 県と松下興産(株)との間で「和歌山マリーナシティ計画に関する基本協定書」を締結
- 昭和63年9月 海事関係者、漁業関係者、マリーナ関係者、行政機関で構成する「和歌浦湾安全対策協議会」を設置

資料⑥

田辺湾総合リゾート開発計画(仮称)

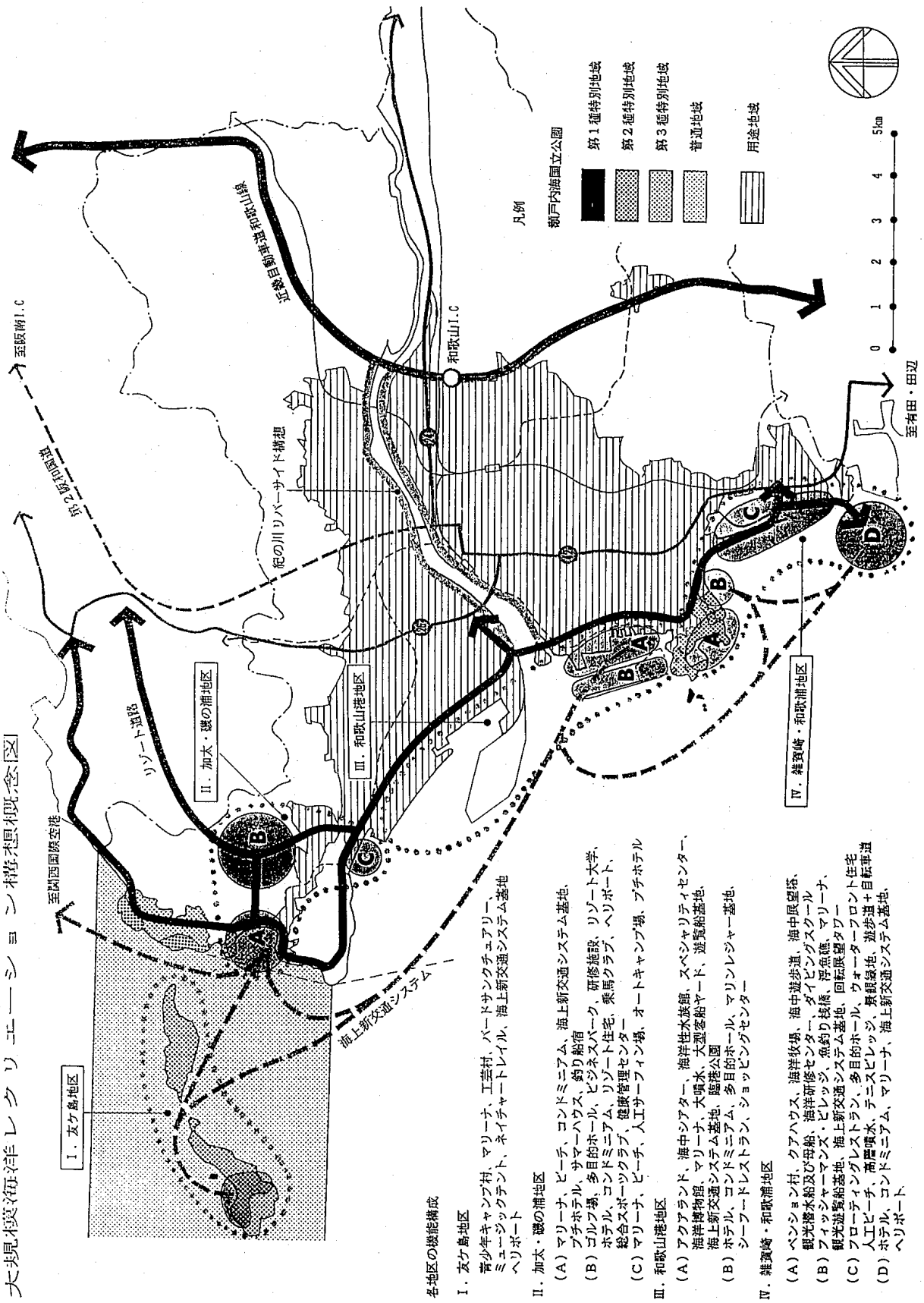
対象地域	第1期事業：田辺市新庄町字内之浦、島ノ巣地区 将来：田辺湾周辺地域		
構想主体・計画主体・事業主体	丸紅(株)、田辺市		
事業費	第1期事業 約 2,000億円	事業期間	第1期事業：平成13年度開発完了予定

昭和63年 8月 丸紅(株)と田辺市が開発計画を発表、総事業費 1,000億円
平成1年 9月 開発計画の大幅拡充を発表、総事業費 2,000億円に変更



施設名	内容
マリーナ	600隻 ・クラブハウス ・検理施設 ・船庫
ホテル	3棟 750室
マンション	88棟 1,380室
コンドミニアム	6棟 1,400室
別荘	7カ所 555戸
スポーツ・レジャー施設	・テニスコート(20面) ・スイミングプール(7カ所) ・スパ・フィットネスクラブ(3カ所) ・人口ビーチ(3カ所) ・マリンスポーツクラブ(ウォータースキー他) ・乗馬クラブ ・ファンタジーランド
レジャー施設	・ショッピングモール ・レストランモール ・コマースセンター ・フェスティバルセンター
教育文化施設	・海洋博物館

資料⑦ 大規模海洋レクリエーション構想概念図



各地区の機能構成

I. 友ヶ島地区

- 青少年キャンプ村、マリナー、工芸村、バードサンクチュアリ、ミュージックテント、ネイチャートレイル、海上新交通システム基地、ヘリポート

II. 加太・磯の浦地区

- (A) マリナー、ビーチ、コンドミニアム、海上新交通システム基地、プチホテル、サマーハウス、釣り船溜
- (B) ゴルフ場、多目的ホール、ビジネスパーク、研修施設、リゾート大学、ホテル、コンドミニアム、リゾート住宅、乗馬クラブ、ヘリポート、総合スポーツクラブ、健康管理センター
- (C) マリナー、ビーチ、人工サーフィン場、オートキャンプ場、プチホテル

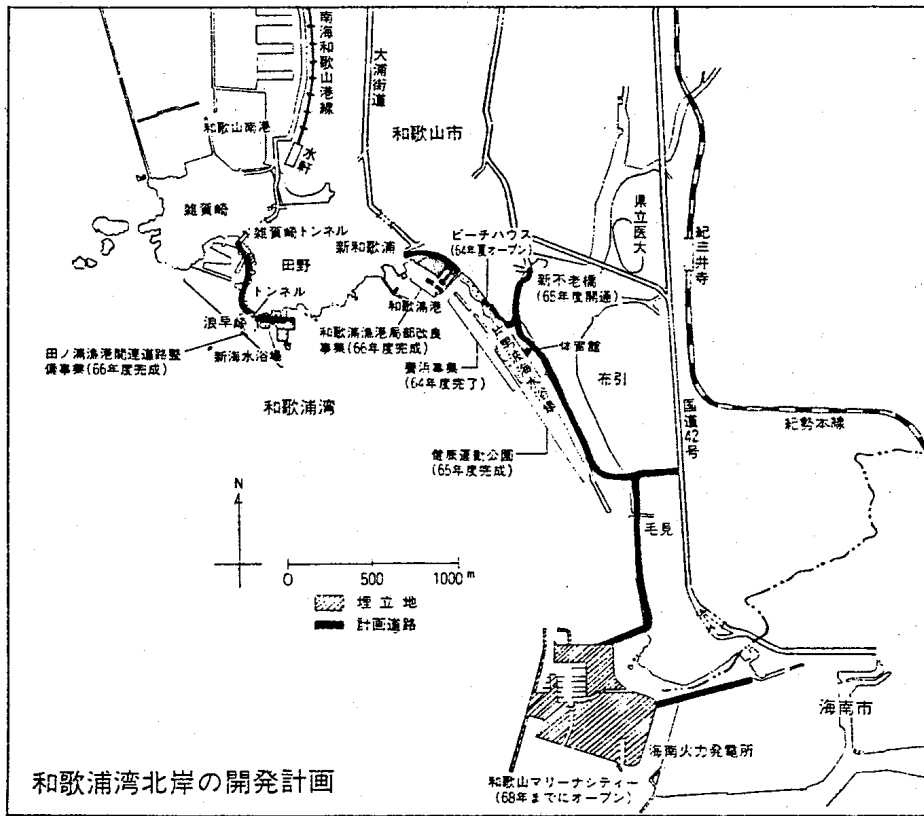
III. 和歌山港地区

- (A) アクアラウンド、海中シアター、海洋性水族館、スベンチャリティセンター、海洋博物館、マリナー、水噴水、大型客船ヤード、遊覧船基地、海上新交通システム基地、臨港公園
- (B) ホテル、コンドミニアム、多目的ホール、マリネージャー基地、シーフードレストラン、ショッピングセンター

IV. 雑賀崎・和歌浦地区

- (A) ベンション村、クアハウス、海洋牧場、海中遊歩道、海中展望塔、観光潜水船及び母船、海洋研修センター、ダイビングスクール
- (B) フィッシングマンス、ピレックス、魚釣り技術、回魚機、マリナー、観光遊覧船基地、海上新交通システム基地、回転底層タワー
- (C) フロントイングレストラン、多目的ホール、ウォーターフロント住宅、人工ビーチ、高層噴水、テニスピレッジ、景観緑地、遊歩道+自転車道
- (D) ホテル、コンドミニアム、マリナー、海上新交通システム基地、ヘリポート

資料⑧



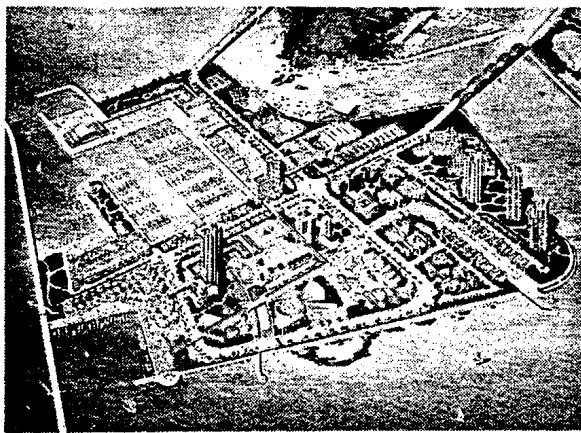
和歌公園を整備

その和歌山マリナーシティ
 イーを望む、片男波の砂嘴
 (さし)上の和歌公園には
 健康運動公園ができる。同
 公園は天皇在位六十年記念
 事業として取り上げられた
 もの、六十五年度末にはオ
 ープンする予定だ。同公園
 には多目的の体育館やマリン
 ショップ、キャンプ場、レ
 ストランなどを配置。夕日
 の丘には記念モニュメント
 も設置される。

今論議を呼んでいる新不
 老橋は、当面は同公園への
 アクセス道路としての意味
 合いが強いもの。この道路、
 将来は埋め立てで広がった
 同公園を縦貫した後、橋梁
 で海をわたり、対岸の布引
 地区でマリナーシティへ
 の取付け道路に接続すると
 いう遠大な計画の一環とも
 なっている。

多数の海水浴客でにぎわ
 う片男波海水浴場も、今年
 は和歌浦旧波止までの残り
 三百坪が完成して五十年か
 ら始まった養浜事業が十四
 年ぶりに完了。合計千二百
 坪の砂浜を持つ県下最大の
 海水浴場として生まれ変わ
 る。またその中央には、同
 海岸のシンボルの施設とし

てビーチハウスも完成の子
 定、片男波は関西有数の海
 水浴場として面目を一新す
 ることだろう。



▲マリーナシティ完成予想図

環境保全に関するノウハウも持っている。松下興産にとっては、マリーナシティを総合的なマリーナリゾートとして位置付けるため、ヨットハーバーなどのハード面はもちろん、観光誘致法や環境保全法など、ソフト面の知識も得ることができると、メリットは計り知れない。

ニュース和歌山 1990. 4.

本格海洋リゾート目指し

松下興産、仏社と提携

和歌山マリーナシティの建設を進めている松下興産(株)(関根恒雄社長)がこの

文化、経済、技術などの交流を行う。

マリーナシティは、和歌山市毛見沖に作られる日本初の人工島型リゾート。現在、県が中心になって埋め立てを行っているが、三年後には完了。広さは約四十八畝。その後、松下興産が島をマリーナゾーン、スポ

ーツ宿泊ゾーン、アクティブゾーン、住宅ゾーンに四分割、ヨットハーバーを始め、スポーツセンター、ホテル、ショッピングプラザなどを建設する。

一方、サンシブリアン社は、南フランスの「ラングドック・ルシヨン地区」開発に中心的な役割を果たした会社。同地区は、フランスとスペインの国境付近の海岸沿いにある延長二百。の大リゾート地だが、かつては、保養地として有名なコートダジュールと物価の安いスペインに狭まれ、経済的に立ち遅れていた。そこを、フランス政府が大々的にリゾート開発を行うことになり、サンシブリアン社が手掛けたもの。

和歌山マリーナシティの建設を進めている松下興産(株)(関根恒雄社長)がこのほど、フランスの海洋リゾート開発の先駆、サンシブリアン沿岸開発会社(ピエール・ルモアンヌ社長)と姉妹提携を結んだ。両社は今後、互いの都市にある海洋リゾート施設を通して、

マリーナシティは、和歌山市毛見沖に作られる日本初の人工島型リゾート。現在、県が中心になって埋め立てを行っているが、三年後には完了。広さは約四十八畝。その後、松下興産が島をマリーナゾーン、スポ

ーツ宿泊ゾーン、アクティブゾーン、住宅ゾーンに四分割、ヨットハーバーを始め、スポーツセンター、ホテル、ショッピングプラザなどを建設する。

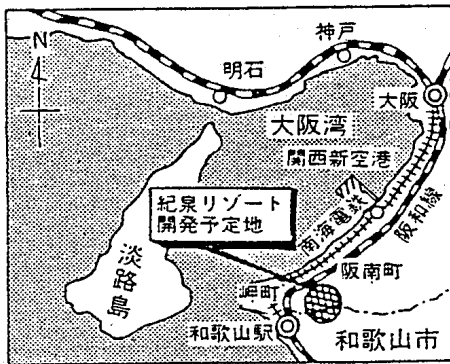
一方、サンシブリアン社は、南フランスの「ラングドック・ルシヨン地区」開発に中心的な役割を果たした会社。同地区は、フランスとスペインの国境付近の海岸沿いにある延長二百。の大リゾート地だが、かつては、保養地として有名なコートダジュールと物価の安いスペインに狭まれ、経済的に立ち遅れていた。そこを、フランス政府が大々的にリゾート開発を行うことになり、サンシブリアン社が手掛けたもの。

環境保全に関するノウハウも持っている。松下興産にとっては、マリーナシティを総合的なマリーナリゾートとして位置付けるため、ヨットハーバーなどのハード面はもちろん、観光誘致法や環境保全法など、ソフト面の知識も得ることができると、メリットは計り知れない。

資料⑩

下リゾートに大紀泉

関西財界が結集



「新空港」開港に照準

久保田、住友など15社 近く開発協を結成

久保田鉄工（社長三野重和氏）、住友銀行（頭取野村末氏）、住友金属工業（社長新宮康男氏）、関西電力（社長森井清一氏）など有力企業十五社が関西で大規模なリゾート開発に乗り出すことが十四日明らかになった。各社は近く「紀泉リゾート開発協議会」（幹事久保田鉄工）を結成し、研究・調査活動を開始する。六十八年開港の関西新空港に照準を合わせビッグプロジェクトにする計画。政府によるリゾート法が昨年六月スタート、国民の豊かき、ゆとりの生活が追求される中で、金融グループの枠を超えた企業集団、いわば関西財界の力を結集してのリゾート開発となる。

開発予定地（図）は大阪府堺南町・岬町及び和歌山県北部にまたがる三角地帯で林野庁が所有する約七〇〇㊦。国有地

払い下げをうけての事業となる。また近くには関西新空港の土取り用地があり、その土地利用の関連で広大な都市・リゾート建設にもなり得る。

開発に参加するのは久保田、住友銀行、住友金属、関西のほか、近畿日本鉄道（社長金森茂一郎氏）、南海電気鉄道（社長吉村茂夫氏）、大阪ガス（社長大西正文氏）、さらに電機、化学会社など金融グループの枠を超えた合計十五社以上の企業になる予定。プロジェクトは各社の業種を生かす形で展開する。数百億円以上と見込まれる事業資金については、住友銀行が全

面的にバックアップすることになる。

開発に当たっては近畿圏整備法の緑地指定など環境、自然保護問題に留意する。また候補地が国有地であることから、民生活プロジェクトとはいえ、国や地元自治体との連携を重視して、最適なリゾート開発を進める意向。

具体的にはホテルをはじめ乗馬クラブ、テニスクラブなどスポーツ施設の建設とコンドミニアム（リゾート型分譲住宅）の開発を行う。

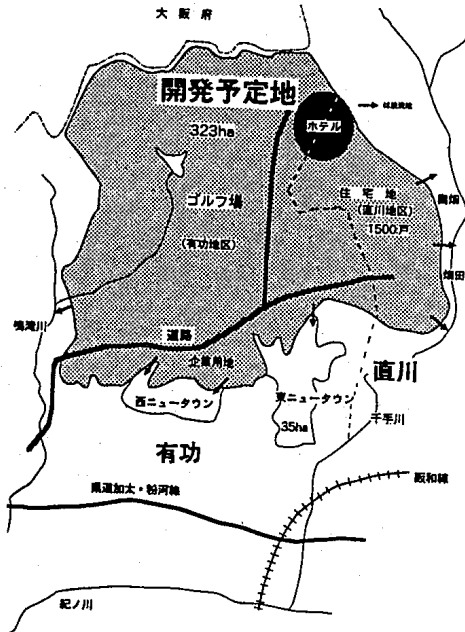
同プロジェクトは参加各社のノウハウを結集して山林・山野

型のリゾート開発を目指す。また関西新空港の開発で膨大な数にのぼるとみられる国内外の旅客に対しての観光・保養機能の供給も狙っている。

一方、二十一世紀の地域振興に向けて国が推進している「総合保養地域整備法」（リゾート法）に基づきリゾート地域の指定を今後関係機関に働きかけていく考え。

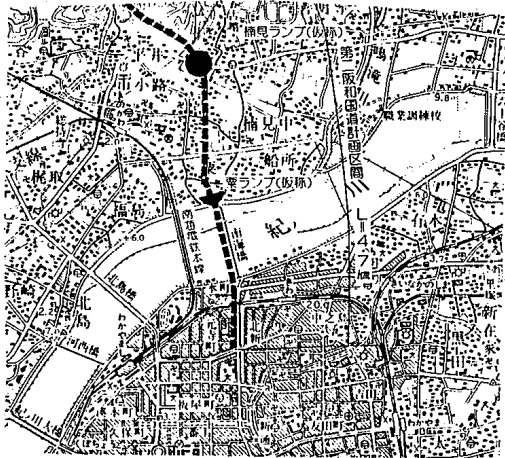
資料⑫ フォレストシティ構想

開発予定地略図



土地の所在地	和歌山県和歌山市園部字柳谷1614番地																						
土地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標高約340m～約30mまでの、総じて南傾斜の尾根及び谷間 ・ 大部分が山林 																						
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全域が市街化調整区域 ・ 全域が宅地造成等規制区域 ・ 溜池を除く全域が森林法による森林地域 																						
七地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーン別面積（グロス：公共公益施設、緑地等を含む） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>面積比</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅地ゾーン</td> <td>109ha</td> <td>33.7%</td> <td>シティホテルゾーンを含む</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場ゾーン</td> <td>153ha</td> <td>47.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リゾートゾーン</td> <td>62ha</td> <td>19.1%</td> <td>企業向け施設用地</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>324ha</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画戸数 約 1,500戸 ・ 計画人口 約 5,700人 			区分	面積	面積比	備考	住宅地ゾーン	109ha	33.7%	シティホテルゾーンを含む	ゴルフ場ゾーン	153ha	47.2%		リゾートゾーン	62ha	19.1%	企業向け施設用地	合計	324ha	100%	
区分	面積	面積比	備考																				
住宅地ゾーン	109ha	33.7%	シティホテルゾーンを含む																				
ゴルフ場ゾーン	153ha	47.2%																					
リゾートゾーン	62ha	19.1%	企業向け施設用地																				
合計	324ha	100%																					

資料⑬ 第二阪和国道計画概要図

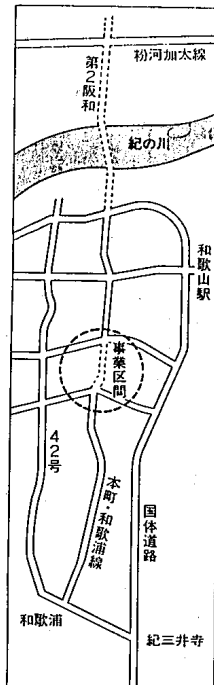


連絡位置及び連絡予定施設

連絡位置	名称(仮称)	主要関連道路
和歌山市大谷	橋見ランプ (南方向)	都市計画道路 西殿山口線
和歌山市粟	粟ランプ (和歌山向)	市道橋見111号線

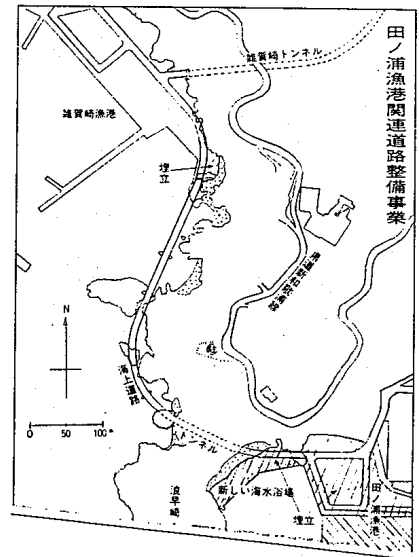
和歌山県『新世紀の国21』

資料⑭



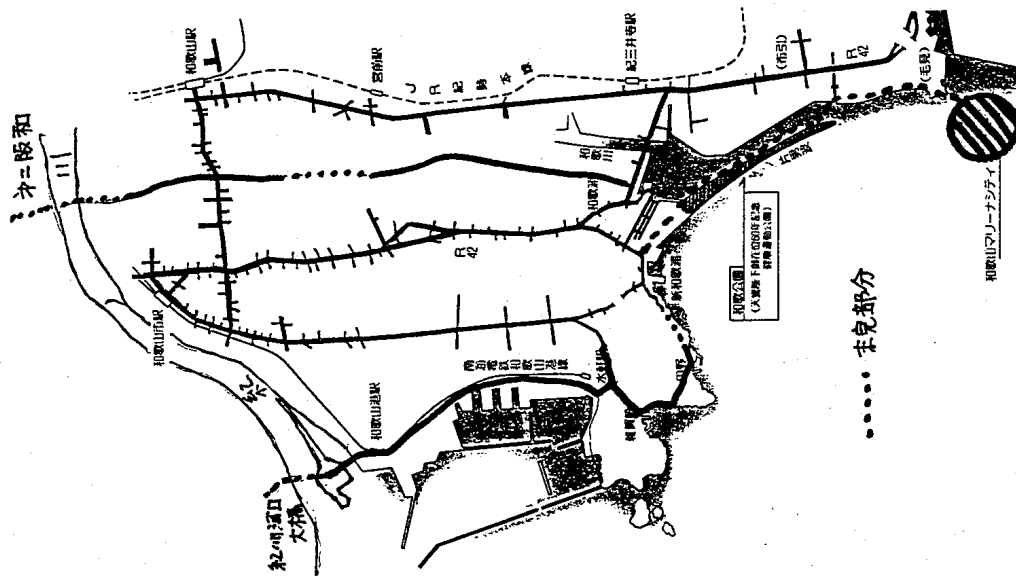
ニュース和歌山
1990. 2. 19

資料⑮



ニュース和歌山 1989. 1. 3

資料⑬



資料⑭

和泉山脈における開発の状況 1989.6

①既に開発済みのもの

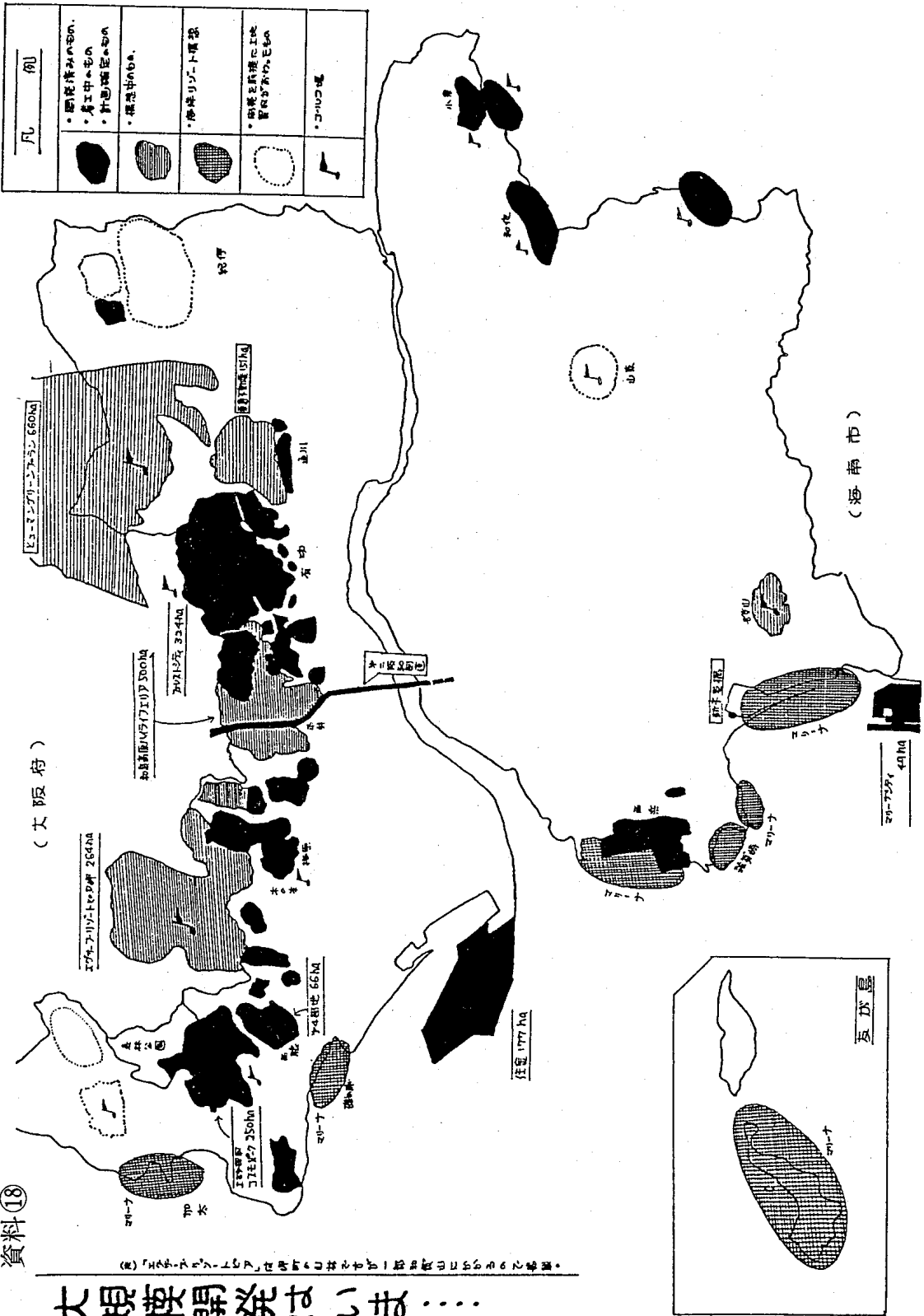
名	称	地区	面積(畝)	備	考
(1)	和泉ニュータウン	和泉川	7.4		350戸
(2)	紀ノ川サンシャイン	和泉橋	17.2		和泉開発 480戸
(3)	東ニュータウン	有功	16.0		和泉開発 500戸
(4)	西ニュータウン	有功	8.4		和泉開発 320戸
(5)	有功ヶ丘ニュータウン	有功	10.0		400戸
(6)	グリーンタウン	有功	4.0		150戸
(7)	緑ヶ丘ニュータウン	有功	6.4		和泉不動産 97戸
(8)	近大付属高校	菟明寺	16.1		近畿大学
(9)	鳴滝団地	菟明寺	19.5		住老公団 1935戸
(10)	東洋台団地	菟明寺	18.9		531戸
(11)	花木団地	菟明寺	60.5		和歌山市
(12)	巨良団地	大谷	15.9		自民建設 371戸
(13)	真志配水池	真志	6.9		和歌山市
(14)	和歌山大学	真志	39.6		文部省
(15)	ノーリツ解機工場	柳原	62.1		事務所・研究所等含む
(16)	和歌山カントリー	木の木	99.0		
(17)	紀伊配水池	紀伊	2.7		和歌山市
(18)	和歌山西高校	西脇	21.6		和歌山県
(19)	サニータウン	加太	25.6		不動産 489戸
(20)	加太自然の郷	加太	26.2		第一建設 490戸

和歌山県地域自治体問題研究所調べ

資料 ⑱

大規模開発は、いま...

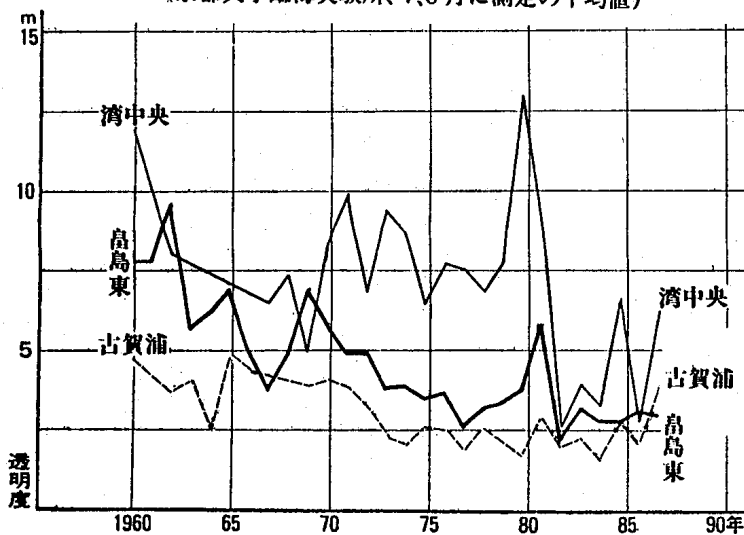
(注) 「国土庁」が「国土利用基本法」に基づき、国土利用基本計画を定めることである。



資料①

悪化 田辺湾の透明度

田辺湾内の透明度の変化
(京都大学臨海実験所、7、8月に測定の平均値)



紀州新報 1989. 1. 12

80年代 夏は常に赤潮発生

田辺湾の海水の透明度が、二十年前でほぼ半分以下となり、京都大学臨海実験所(白紙町)の船尾機(船尾)の手まわりのままではなくなった。中央部の透明度は、九七〇年代には夏季の悪化で六分以下であるが、八〇年代に入ってから悪化は顕著な状態になり、二台も記録されている。田辺湾の赤潮の発生は、そのほかのOD(有機物)の増加によるものだが、透明度を低下させている。測定した時は東京のデータだけ、三月発行の「瀬田湾環境年報」巻二で公表される。

京大が測定 湾中央で2メートル台も

25年間で半分に

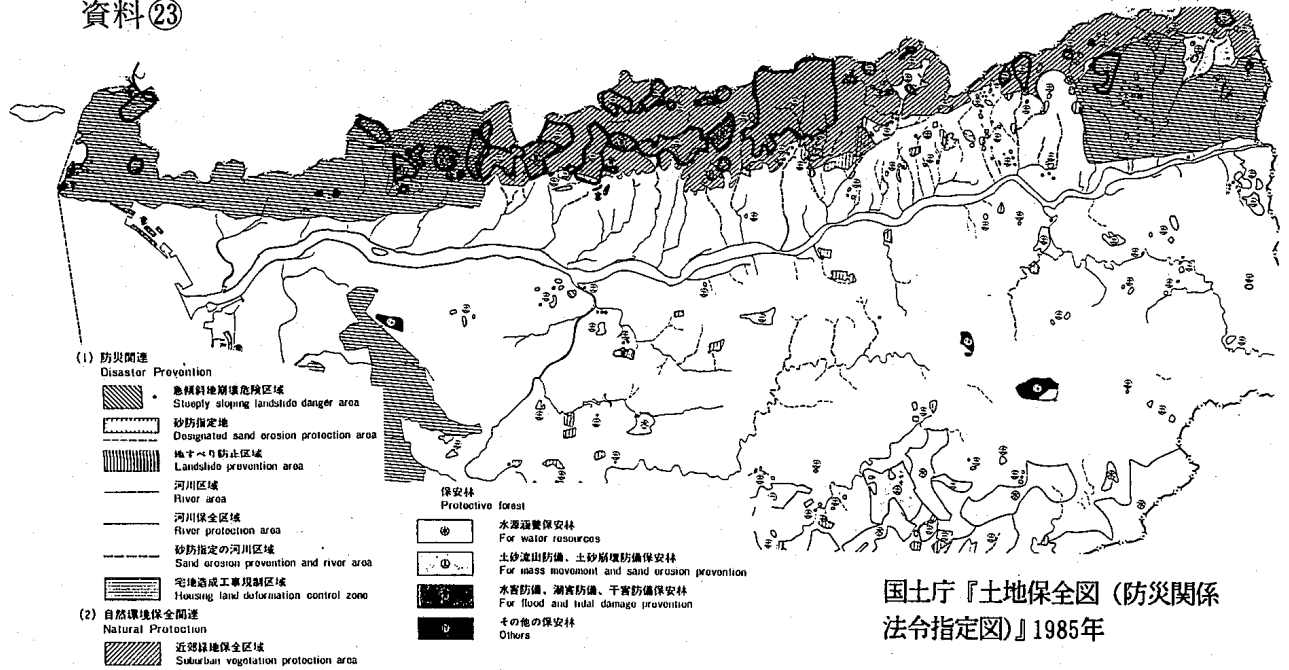
測定は昨年七月、八月に生じた赤潮として行われているので、データは測定した赤潮の発生時。測定は、透明度を低下させている。測定した時は東京のデータだけ、三月発行の「瀬田湾環境年報」巻二で公表される。

資料②

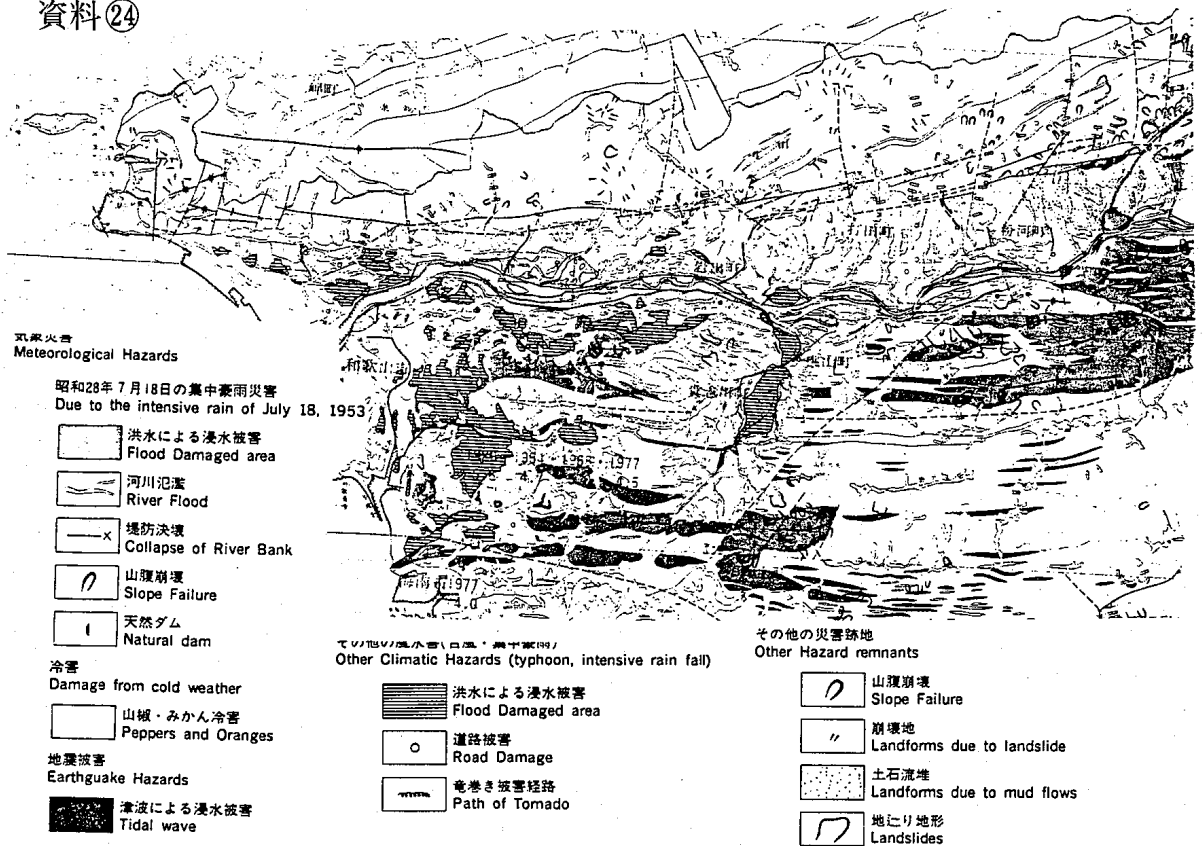
7. 10 水害被害 (県警察部調) 32)

		岩出	和歌山	海南	妙寺	島屋城	下津	橋本	粉河	湯浅	箕島	山辺	御坊	東野上	海南	和歌山	九度山	計
人の被害	死者		7		1		1	1								4		14
	負傷者	6	9													1		16
建物被害	全壊	7	7	1	6				9								66	96
	半壊	10	24	5	7		5		13		1			5				20
	一部破壊		12		4				8					2				26
	床上浸水	212	40		3									1				256
	床下浸水	682	621	78	32		18	4	554					40	1,560	2,671		6,260
非住家被害	2,908	1,665	1,355	538	18	492	66	1,945	83		172		40	137	2,300	6,661	4	18,284
水田被害	流失	94	815		17		1		3		1							931
	埋没	1,488	264	31	26	3	32		61				1	11	15			1,932
畑地被害	流失	2,845	1,885	1,355	448	38	255	28	403	83	272	183	100	62	95	1,232	10	9,294
	埋没	303	44		13	3	20		9				8		2			402
道路被害	損壊	675	153	5	3		47		2	30	14			15				944
	路損	2,598	47	129	129	3	54	6	48	6	12	1	2	23	3	11	2	3,074
	梁流失	153	28	8	58	7	4	4	23		3			12	3			303
	防決	176	46	58	46		17	9	42		13				5	5		419
	山(崖)くずれ	286	125	24	103		14	2	24				1	8		5		592
	電柱倒壊	20	12		10													
鉄軌道被害	倒壊	30	108															138
	軌道被害	3	14	1	2				1								1	24
船舶	没														1			1
	流失		3												5			8
罹災者概数	被災者														9			9
	罹災者概数	4,015	2,678	2,035	2,000	90	350	150	1,850	150	350	140	120	90	8,112	10,334	15	42,680

資料⑳

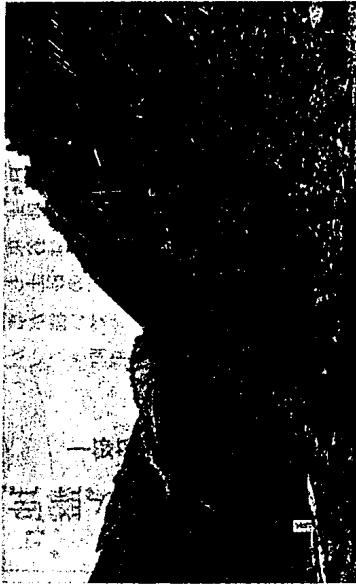


資料㉑



中央構造線の破砕帯

中央構造線は日本列島を二分する大きな活断層であり、和泉山脈と和歌山平野の境目を東西



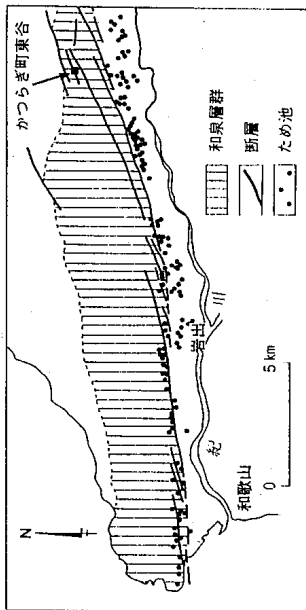
復旧工事現場でなお山崩れが起こっている破砕帯＝伊都郡かつらぎ町東谷で

に走っている。この大断層は一本の断層ではなく、図に示すように多くの断層が集合した断層群である。中央構造線を境にして、大阪側と和歌山側の地盤は大きく食い違っている。この食い違いは一度に生じたのではなく、数限りない回数にわたって、ギシギシと食い違った結果である。少しずつ食い違いを生ずるたびに、断層に沿う地帯の岩石は破砕され、一部はすりつぶされて粉々の粘土になり、一部は角ばった角礫^{カクラク}ようになった。

活動は約一億年前に始まり、今なお続いている、といわれる。長い間の活動の結果、破砕帯の幅は、所によつては断層沿いに数百メートルにもなっている。

破砕帯をつくっている岩石は、地下の深い所では極めて硬く、比較的密な性質を持つてはいるが、水に弱く、地下水の豊富な浅い

所では、がらりと性質を変えて軟弱になる。とりわけ、地表に露出しているところでは、雨に打たれてどろどろになり、日に照らされて粉々になってしまう。このような性質は、急傾斜の地域では山崩れを、緩い傾斜の地域では地滑りを発生しやすくしている。



中央構造線の断層群と“ため池”の分布図

気になる宅地造成地

紀ノ川流域の和歌山市から岩出町に至る地域は人口増加が著しい。とくに、紀ノ川の北側、和泉山脈の麓には、やや規模の大きな宅地造成が行われ、いくつかの団地が並んでいる。気掛かりなのは、どの団地も多少とも中央構造線の破砕帯にひっかかっていることである。

あたりは、歴史時代を通して集落が発達しなかつたところでもあり、水を引いて田畑を潤すため池が並ぶ地域であった。宅地造成は、山の高い所を削り取り、谷や池など低い所を埋め立てる方法でなされているが、当然の

ことながら、埋め立て土砂の中には、破砕帯の岩石を削り取った土砂も含まれていることになる。これらは性悪な性質を持っているので、造成地の地盤を部分的に沈下させ、建築物が傾いたり、埋設されている水道管やガス管などが破損する恐れもある。

事実、ある団地には被害が続出し、団地を含む地域が地滑り防止地区に指定され、防止のために多大な費用がかけられている、という。

歴史時代に、生活の知恵から住宅地にはならなかつた地域に、どんどん人が住むようになってきた。しかし、地盤の性質などの自然の条件は少しも変わっていない。それとも現代の土木、建築技術は、すでに地盤問題を解決しているともいえるのだろうか。

平常時はともかく、長期にわたる驟雨や局地的な激しい雨が宅地造成地に被害をもたらしている事実を目を開き、安全性についての十分な点検をする必要があろう。

資料②⑤

*破砕帯＝岩石が引きちぎられたり、押しつぶされたりして、角礫^{カクラク}ないしは粘土状態に破砕され不規則な割れ目が一定の幅で、ある方向に連続して延びる時、この帯状の地帯をいう。

原田哲朗
『紀の国 石ころ散歩』
宇治書店、1988年
より引用

被害	台風名	台風	室戸台風	シェン台風	1.3号台風	伊勢湾台風	第二室戸台風
	大正1.9.23	昭和9.9.21	昭和5.9.3	昭和28.9.25	昭和4.9.26	昭和36.9.16	
罹災者総数			114,559	47,055	47,237	136,195人	
人	死者	31	37	8	6	15"	
	行方不明	6	21	3	12	1"	
	被害	434	127	313	21	88"	
	被害		1,709		189	249"	
	全壊	1,144	2,784	616	221	2,942戸	
	流失	117	87	1,900	157	153"	
	半壊	2,602	10,949	432	901	9,111"	
	被害	38,000	2,309	6,503	5,105	9,949"	
	床上浸水	10,877	9,323	13,394	4,617	15,171"	
	床下浸水						
非住家被害		42,644	一枚21,813 公共1,504	2,263		14,645棟	
田畑	流失		410町	822町	195ha	238ha	
	煙水		5,134	7,317	3,208	21,692"	
	被害	9,399町	724	543	259	105"	
	被害		999	1,319	337	491"	
道路	被害	566ヶ所	2,536ヶ所	2,518ヶ所	302ヶ所	781ヶ所	
	橋梁	117	459	604	55	86"	
	堤防	134	349	552	173	193"	
	港灣	237			40		
船舶	流失	397隻	915隻	47隻	87	416隻	
	被害	1,438	1,011	223	231	343"	
被害額		1,818万	66.9800万	232.3.750万	72.9.363万	339.8.863万	

備考 1. 大正元年台風の県下全体の被害高は百数万円を下らざるべく、堤防、港灣、道路、道路の復旧費約五十万円に達する見込みなり(大正1.9.26大阪毎日新聞)
2. 室戸台風の被害額は、1,818万で、これを今日の貨幣価値に換算するとして、四百倍すれば、7.2億とみる。

罹災者総数	紀の川大水害	勢三三三 風八、一八	七三〇七 大水	七二八八 水七、一八	三三八九 号九、二五	三三三三 風八、七二	伊勢湾 三、四、九、 二、六、 台	三三六 九、一、 台
罹災者総数	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷
罹災者総数		1,221	13	615	8	3	47,237	136,195人
人	死者	200	3	431	3	1	6	15"
	行方不明							1"
	被害	313	313	6,619	313	319	21	88"
	被害						189	249"
	全壊	3,200	97	4,231	616	167	221	2,942戸
	流失	2,400	84	4,451	1,900	103	157	153"
	半壊	285	285	5,820	432	705	901	9,111"
	床上浸水	12,023	12,023	13,255	6,903	2,355	5,1	5,545"
	床下浸水	29,000	29,403	26,742	13,394	4,384	4,617	15,171"
非住家被害			2,161	19,256	2,263	494	1,152	14,645"
田畑	流失		1,932	5,088	822	214	155	
	煙水		9,294	9,640	7,317	1,963	3,208	21,692"
	被害		402	1,986	543	93	259	105"
	被害		944	1,651	1,319	264	337	491"
道路	被害		3,074	9,437	2,518	398	302	781ヶ所
	橋梁		303	2,947	604	142	55	86"
	堤防		419	9,806	552	83	173	183"
	港灣							
船舶	流失		8	151	47	30	87	416隻
	被害		9		223	16	231	343"
被害額		不明	58億	800~1,000億	232	54	73	339億

備考 明治3年の被害は上記の外に、新宮藩下の増家630軒、半壊800軒、台風17号被害の侵入までは黒田藩、非住家以下は警察部調査による。
伊勢湾台風は警察部調査。

資料②⑦

過去に和歌山県に被害を及ぼした地震

名 称	M	年 月 日	和歌山	海南	下津	有田	御坊	田 辺	串本	新宮	橋本
湊 尾 地 震	8.4 (7.9)	1891 X 28	N	N	N	N	N	N	N	N	N
紀伊大和地震	7.6 (7.1)	1899 III 7	N	N	N	N	N	N	N	V	N
明治39年 日 高 強 震	7.6 (7.1)	1906 V 5	N	N	N	N	V	V	N	N	N
大正13年 日 高 強 震	6.4 (5.9)	1924 VII 13	N	N	N	N	V	V	N	N	N
但 馬 地 震	7.0 (6.5)	1925 V 23	III	III	III	III	III	III	III	III	III
北 丹 後 地 震	7.5	1927 III 7	N	N	N	N	III	III	III	III	III
昭和2年 湯 淺 強 震	5.3	1927 XII 2	III	III	III	N	N	N	III	III	III
昭和4年 有 田 強 震	5.6	1929 XI 20	N	N	V	V	N	III	II	II	III
昭和5年 和 歌 浦 強 震	5.2	1930 II 11	N	N	III	III	III	II	II	I	II
昭和7年 和 歌 浦 高 強 震	4.1	1932 I 11	N	III	III	III	II	II	I	I	II
昭和7年 由 良 灣 地 震	4.9	1932 VI 2	III	III	III	N	N	III	III	III	III
昭和8年 由 良 灣 地 震	5.1	1933 VII 29	N	N	N	N	N	III	II	II	II
河内大和地震	6.4	1936 II 21	N	N	III	III	III	III	III	III	V
昭和13年 田 辺 沖 地 震	6.7	1938 I 12	N	N	N	N	V	V	N	N	III
昭和13年 和 歌 山 地 震	4.4	1938 X 13	N	III	III	III	III	II	I	I	II
昭和14年 和 歌 山 強 震	4.5	1939 I 20	N	III	III	III	III	II	I	I	II
昭和15年 和 歌 山 県 中 部 地 震	6.3	1940 XI 18	N	N	N	N	N	N	N	N	III
鳥 取 地 震	7.4	1943 IX 10	N	N	N	N	III	III	III	III	III
東(南)海地 震	8.0	1944 XII 7	N	N	N	N	N	N	N	V~VI	N
南 海 地 震	8.1	1946 XII 21	V	V	V	V	V	V	V~VI	V	V
昭和23年 潮 岬 沖 地 震	7.2	1948 IV 18	III	III	III	III	III	III~IV	N	III	III
昭和23年(日高川) 富 田 川 地 震	7.0	1948 VI 15	N	N	N	N	N	V	N	N	N
昭和25年 熊 野 地 震	6.7	1950 IV 26	III	III	III	III	III	III	N	N	III
昭和25年 紀伊水道南部地 震	6.9	1950 XI 6	III	III	III	III	III	III~IV	II	II	I
吉 野 地 震	7.0	1952 VII 18	N	N	N	N	III	III	III	III	N
昭和29年 和 歌 山 地 震	4.7	1954 III 22	N	III	III	II	II	I	I	I	II
昭和37年 田 辺 沖 地 震	6.4	1962 I 4	N	N	N	N	N	N	III	III	N
昭和43年 和 歌 山 地 震	5.0	1968 III 30	N	N	III	III	III~IV	II	I	I	II
昭和43年 熊 野 地 震	5.6	1969 V 9	II	II	II	II	III	III	II~III	N	II

I~Vは震度を示す。

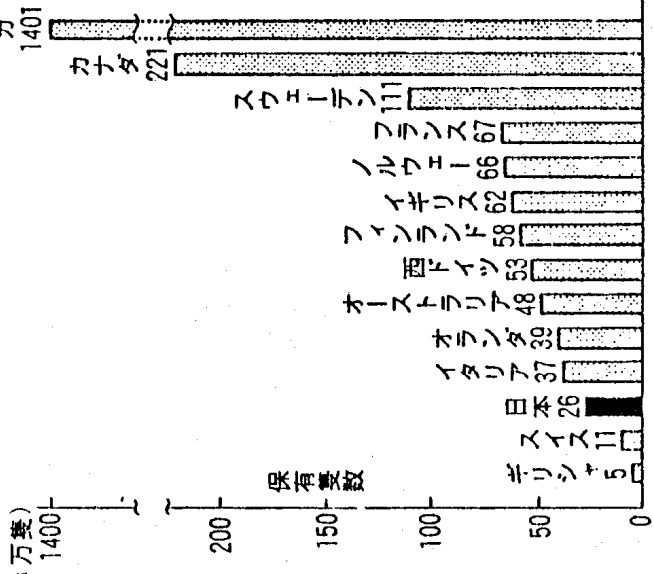
大和銀行『経済調査』1988. 2

需要が見えないために、一般の民間デベロッパーや機関投資家はリゾート開発への投資を躊躇しているのが現状であり、かつリゾートを専門とするデベロッパーも長期の採算ベースを基本に、手持ち所有の土地を中心(土地コスト抜きまで)に開発を行う例が多い。

和歌山市『大規模海洋レクリエーション構想に関する調査研究報告書』

資料⑳

ヨット・モーターボート保有隻数



(出所) 日本船艇工業会 『エコノミスト』1990. 3. 20

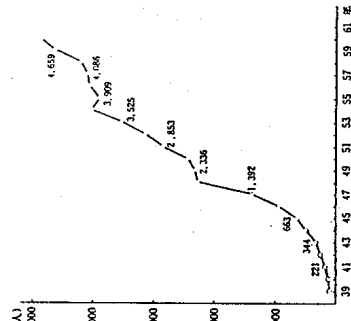
資料㉑

(2) 新産都市の二の舞にならねないリゾート開発

以上のように、全国的なリゾートブームの中、かつての新産都市指定の時と同様、近畿各府県にも様々な開発構想がある。しかし、リゾート開発は、(イ)資本投下大、(ロ)利用者の季節変動大、(ハ)潜在ニーズの把握困難、などから採算見込みが難しく、リスクの大きい事業である。

また、海外との競合問題もある。事実、海外旅行者数は全国的に増えており(第3図)、京阪神は首都圏に次ぐ海外旅行者の多い地域である。円高が続けば海外旅行はますます増えるであろうし、関西国際空港の完成もこうした傾向に一層拍車を駆けるものともみてよい。そのため、たとえリゾートに対する潜在需要があっても、それがそのまま国内リゾートに向かうかどうかは大いに疑問といえる。

第3図 日本人海外旅行者



(注) 法務省資料に基づく運輸省集計による。

(3) 近畿で長期滞在型リゾートは可能か

首都圏周辺では、伊豆、箱根、軽井沢、諏訪湖周辺など、別荘地を核に長期滞在型リゾートが発達している。東京では、夏休み、冬休み、週末を利用してこうした地域で過ごす人が増えているという。一方、近畿では伊勢志摩、白浜あたりが若干そうした性格を持つが、概して「長期滞在型」、「DO-SPORTS型」は少なく、「温泉保養型」、「観光型」が中心である。また、京都、奈良など歴史・文化集積(神社、仏閣)が近くにあることから、「観光型」余暇活動が手近に行える環境にもあつて琵琶湖周辺、西播磨丘陵などで別荘地開発が行われたが、ほとんど失敗している。これは、避暑に適した高原やスキー場に通じた山岳地に恵まれず、手近な観光資源も多いことから、首都圏に比べて長期滞在型リゾートへのニーズが弱いことが一因となっている。このような近畿で、果たしてどれだけ長期滞在型リゾートが可能と言えるだろうか。

資料③②

2 建設投資による経済波及効果

昭和63年度から70年度にわたって総額 800億円の建設投資が行われる。その結果、累積で1941億円の生産が誘発され、830億円の所得、20400人の雇用機会が創出される。

建設投資による誘発効果 [百万円]

	全 体	公共事業	マリーナ事業 (娯楽係)	臨海係事業
事業費	80,000	14,800	5,770	21,604
生産誘発額 (一次効果のみ)	194,082	36,671	14,673	51,313
所得創出額 (一次効果のみ)	150,778	27,962	10,830	39,382
雇用創出量 (一次効果のみ)	83,013	15,817	6,365	22,076
	61,194	12,308	5,430	16,860
雇用創出量 (一次効果のみ)	20,356	3,787	1,536	5,279
	13,989	2,507	970	3,526

3 事業運営による経済波及効果

昭和70年以降、マリーナシティにおける各施設（ホテル、レストラン、マリーナ、魚釣り公園、海洋博物館、スポーツ施設、お祭り広場、駐車場、ショッピングセンター、オフィス賃貸）が全て稼働すると、年間の事業収入は約 381億円が見込まれる。その結果、年間 738億円の生産が誘発され、438億円の所得、14800人の雇用機会が創出される。

事業運営による経済波及効果 [百万円]

	年間額	累積額（～90年度）
総事業収入	38,137	589,989
生産誘発額 (一次効果のみ)	73,778	1,663,694
	51,222	1,115,056
所得創出額 (一次効果のみ)	43,812	987,961
	31,874	718,759
雇用創出量 (一次効果のみ)	14,777人	333,221人
	11,461人	258,446人

4. 税増収効果

建設投資・事業運営による所得増によってもたらされる税増収、および事業運営によって発生すると考えられる不動産取得税、料理飲食税、固定資産税の税増収の合計は、昭和70年度で国税 132億円、県税75億円、市税58億円が見込まれる。

税増収効果（累積・合計） [百万円]

昭和年度	70	75	85	90
国税	13,191	28,031	42,871	57,711
県税	7,450	19,269	31,088	42,907
市税	5,781	13,917	22,052	30,188

野村総合研究所
『和歌山マリーナシティの事業開発効果』

資料③③

巨大プロジェクトの効果

——空港のもたらす巨大な波及効果は、果して、地元の振興や関西の復権に直結するのか——

最近、和歌山県で2つの大プロジェクトが発足した。①つは住友金属の埋め立てであり、もう①つは関西電力が御坊に建設する火力発電所である。この2つの大プロジェクトの経済効果を測定したところ、経済学の常識では理解しにくい結果が出た。常識では、大規模な投資が行われると、投資額の約2倍の経済効果が地元に着る。これには、投資による生産力の向上は勘定に入れていない。ところが、測定したところ、2つのプロジェクトとも、和歌山には経済効果がほとんどないという意外な結果となった。

この理由としては、ますます和歌山県の産業が構造的に偏っているため、大規模投資を受注して、和歌山県の所得につながる産業が存在しないことが挙げられる。大規模プロジェクトがあっても、投資の直接的な乗数効果が期待できないのである。和歌山県の場合は、大規模プロジェクトではなく、“ニコヨン”ベースの公共事業から始めた方が効果が大いという結論になる。産業構造の転換の遅れは、大きな問題を残すわけで、せっかく大規模プロジェクトを計画しても、地元への経済効果はゼロに等しく、他府県を利するだけに終わってしまう。

杉浦一平「関西新空港と南大阪」
『新空港レビュー』1980年8月

資料③⑤-2

自然保護関係法令別地域地区内の行為規制

地域地区 行為の種類	自然公園		自然環境保全法			条風致地区 例	条風致地区 例	条風致地区 例	条風致地区 例
	特別地域	普通地域	海公園地区	自然環境保全法 特別地区	自然環境保全法 特別地区				
	特別保護地区			野生自然環境保全地区					
建築物その他工作物の新築・改築・増築	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宅地造成、土地の開發、形質変更、鉱物採掘、土石の採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩底の形質変更									
水面（または岩面）の埋立て、干拓	○	△	○	○	○	○	○	○	○
河川、湖沼等の水位水量の増減	○	△	○	○	○	○	○	○	○
木竹の伐採	○	○	○	○	○	○	○	○	○
植物、落葉、落枝の採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物の捕獲、卵の採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木竹の焼炭	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家畜の放牧	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火入れ、たき火	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋外における物の集積、貯蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車馬乗入れ、動力船の使用、航空機の着陸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立木の損傷	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚水排水の排出設備による排水	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他、政令、規則で定めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例：○許可、△届出、①特定のもの、●▲一定禁猟以上の許可・届出、×禁止（野生動物保護地区）A：馬車のみ、B：高山植物、C：植物のみ

国土庁『土地保全区分属資料』1985年

資料③⑤-1

リゾート開発関連の諸規制

リゾート開発関連の諸規制	土地利用	自然保護	文化財保護	施設建設	水質利用	公害対策
都市計画法	○	○				
海岸法	○	○				
森林法	○	○				
農地法	○	○				
農振法	○	○				
公有水面埋立法	○	○				
都市計画法	○	○				
道路法	○	○				
都市公園法	○	○				
都市緑地保存法	○	○				
自然環境保全法	○	○				
自然公園法	○	○				
鳥獣保護法	○	○				
生産緑地法	○	○				
文化財保護法	○	○	○			
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	○	○	○			
宅地造成等規制法				○		
消防法				○		
砂防法				○		
地すべり等防止法				○		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律				○		
河川法					○	
水道法					○	
下水道法					○	
浄化槽法					○	
公害対策基本法						○
大気汚染防止法						○
水質汚濁防止法						○
廃棄物の処理および清掃に関する法律						○
騒音規制法						○

野村総合研究所

『2000年のリゾート産業』

資料③⑤-3

②その他法規制

和歌山脈一帯にかけては、市街地調整区域となっており、ここでは都市計画関係以外の種々の法規制が指定されている。

ア) 農業振興地域、農用地区域

「農業振興地域整備法」(農振法)に基づく農業地域、農用地区域は中部丘陵と東部平野部付近で指定されている。

農振法は、農業の健全な発展を図ることを目的にしている。

イ) 保安林

「森林法」に基づく保安林は、西部と東部の丘陵部の一部に指定されている。

森林法は、森林の保続増進と森林生産力の増進を図ることが目的で、その種類は主に、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等に分類されるが、この区域は主として土砂流出防備保安林で占められている。

保安林における制限については、都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採をしてはならないことになっている。

ウ) 近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域が東部の丘陵部に指定されている。

同法は、保全区域内における文化財の保存・緑地の保全又は観光資源の保全もしくは開発に資することを目的としている。

近郊緑地保全区域内においては、建築物その他の工作物の新築等、宅地造成など土地の形質の変更、木竹の伐採などについて予め都道府県知事に届け出をしなければならぬ。

エ) 地すべり防止区域

「地すべり防止法」に基づく地すべり防止区域が中部丘陵部で指定されている。

同法は、地すべり等の崩壊による被害を除去し、又は軽減するために地す

べり等の崩壊を防止することを目的としている。

また、地すべり防止区域内の行為として、地下水の増加、地表水の浸透を助長する行為、地すべり防止施設以外の施設の新築又は改良は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

オ) 砂防指定地

「砂防法」に基づく砂防指定地は、丘陵部を南北に流れる主な河川沿いに指定されている。

砂防法は、砂防設備を要する土地又はこの法律によって砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地について、主務大臣が指定することになっている。この主務大臣が指定した土地について、地方行政は、治水上、砂防の為一定の行為を禁止もしくは制限することができる。

カ) 国立公園

「自然公園法」に基づき、友ヶ島と加太地区の一部が瀬戸内海国立公園に指定されている。

自然公園法は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健・休養及び教化に資することを目的としている。

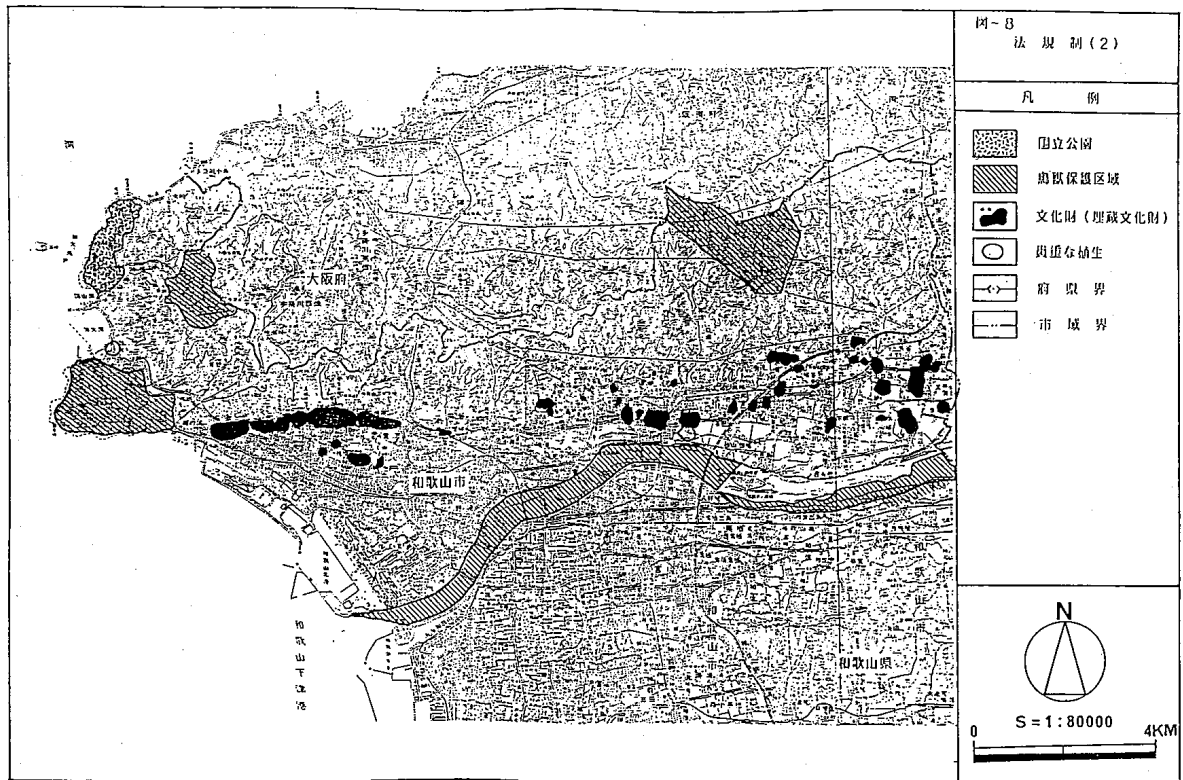
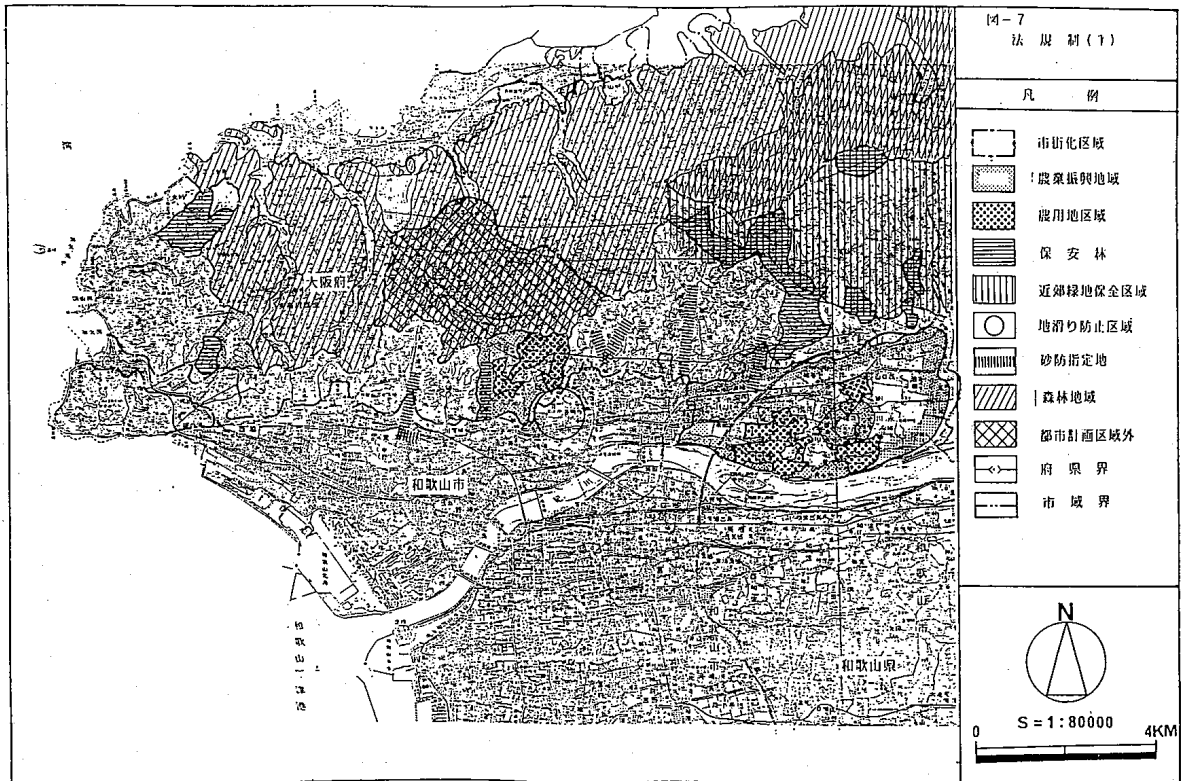
キ) 鳥獣保護区等

「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に基づいて、計画対象地域内には、加太地域及び中部丘陵部に鳥獣特別保護区域及び鳥獣保護区が指定されている。

同法は、鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の予防を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。

鳥獣保護区は、環境庁長官又は都道府県知事が指定し、鳥獣特別保護区域内においては、水面埋立・立木竹の伐採、工作物の設置について環境庁長官、都道府県知事の許可を受けなければならない。

和歌山市「和歌山脈開発構想調査報告書」



和歌山市「和泉山脈開発構想調査報告書」

和歌山県自然活動状況

No	活動(調査)地域	活動団体・個人	活動内容
1	和歌浦・不老橋	和歌浦を考える会	県が和歌山県の景観地・和歌浦の浦に計画している新道橋「新不老橋」建設について、「景観破壊につながらず」として反対運動を展開。
2	和泉山脈	和泉山脈を調べる会	自然景観がけにとどまる事なく、歴史、民俗、地質、植生等の調査を行なっている。また、関西新緑の土師探検隊補地となっている自然破壊状況について、見学会等を実施。調査報告書を作成。
3	生石高原のススキ (1号・1号)	和歌山の自然を考える会	関西最大級のススキの分布状況について調査。
4	白崎半島の鍾乳洞 (1号・2号)	日本洞窟学会 (須佐見氏)	紀伊半島を東西に走る石灰岩の地層は、ここ白崎半島で、たくさんの鍾乳洞群を構成する。かつては、石灰石の採掘場としても利用されており、過去の状況を推し量ることは困難であるが、現在残る神秘的鍾乳洞の調査・保護活動を展開。
5	護国聖山のブナ林 (1号・3号)	紀ノ川自然に親しむ会	奈良県と境を接する和歌山県の最高峰・護国聖山は、標高1400メートル、巨大な天然林(原生林・原始林)が広がっている。豊かな命をはぐくむブナ林にスポットを当てながら森林保護を訴えている。
6	アカウミガメの上陸点 (1号・5号)	串本海中公園センター	和歌山県下最大のアカウミガメ産卵場である千原ヶ浜をはじめ、紀伊半島には、25の上陸・産卵地点が確認されている。孵化した子ガメが生き残る確率は5千分の1といわれる。今尚、知られていないアカウミガメの産卵と生息、保護運動について、検討をすすめる一方で、「保護する会」等を組織。
7	大塔川・黒蔵谷	大阪賞林局	人工造林が進んでいる紀伊半島に残された数少ない天然林のひとつ。ブナ・モミ・ツガ・カンナなど自生し、ニホンザル・テンなどの動物やヒゲラなど鳥も多い。
8	皆地のふけ田	熊野自然保護連絡協議会	三方川が沼になり、一時は沼田に耕され、休耕で、沼地にもった戻りな歴史を持つ所。水性昆虫や植物の宝庫として知られている。本宮町では、自然公園にする事を検討中。
9	和泉かつらぎ山のブナ	大阪而立自然史博物館	標高900メートル足らずのブナ林の南限地といわれる国の天然記念物、和泉かつらぎ山のブナ原生林は環境の変化などで、ピンチに直面している。ブナ林への立ち入りや林道の建設を禁止する等の措置を盛り上げる必要であること等を提言。シンポジウム等を開催。

和歌山におけるリゾート開発の現状と問題点

No	活動(調査)地域	活動団体・個人	活動内容
10	龍門山	粉押町・額田氏	龍門山は「紀伊統風土紀」「大平紀」などによって紹介された紀北を代表する山の一つ。地質、植生などに加えて、本州の南限生息地といわれるギブチヨウ、特産種キイロツツクなど、興味深いものが多く、龍門山に関する本を出版。
11	紀ノ川のコサギ	紀ノ川自然に親しむ会	紀ノ川流域に生息するコサギの生息調査をはじめ、ねぐらの位置、紀ノ川に生息するオイカワ等の植物運搬等について調査。
12	紀伊半島のハマボウ	熊野自然保護連絡協議会	日高川河口をはじめ、伊勢路川、下里江川等、紀伊半島各地でのハマボウ研究保護、育成についてサミットを開催。
13	アカウミガメの産卵場 串本・上浦海岸	串本の砂浜を守る会 (松原 貞治氏) 串本ウミガメを守る会 (中尾 勇氏)	串本町が計画したリゾート計画「キネコランド串本」構想で、海岸の一部を埋め立ててコトハーパーやスキューバダイビング基地計画が持ち上がっている。こうした中で、「自然環境を後世まで守り抜こう」という住民運動が育ちつつある。
14	紀伊半島のサンゴ	串本海中公園センター	サンゴ群集地の北限として知られる串本町の串本海中公園センター近くで、サンゴ8種類の産卵を鹿児島県徳之島以北で確認。紀伊半島周辺のサンゴ分布状況についても研究。
15	黄志川	生きている美山の自然を愛する会	黄志川流域に生息するホタル、カワガタなどの生態を調べながら自然保護を呼びかけている。福岡県川に「ホタル情報」の製作に取り組み一方で、黄志川に住む生き物たちと農産、ゴミ、増水時の危険など、メカニズムを調べながら自然保護を訴えている。
16	黄志川のゲンジボタル	源氏ボタルを育てる会	水盤を使って幼虫を人工飼育、池で孵化させている。町も「ホタルの里」と名づけ、補助金を出している。環境庁の小動物生息環境保全地域「ふるさと」といふものも「里」にも選ばれている。
17	由良の黒島	和歌山県生物同好会	由良町の伊奈港沖に浮かぶ黒島には、県指定天然物の種物、ハカマカスラをはじめ、全国でも高知県とここだけに西にだけ分布するといわれている水、中国地方ツボボトミシなど、きわめて珍しい植物が生ずる植物の宝庫であることを見出。
18	大塔山系の原生林	日本野鳥の会 東支部 日高高校生物部	西宗郡大塔村など、4町村にまたがる大塔山系の原生林が人工造林帯など開発の脅威で、次第に姿を消し、このままでは山系に生息する野鳥の種物が、消滅しかねない。署名を募っている一方で、野鳥の生息について調査を手がけている。
19	熊野古道・藤白坂	紀伊万葉の会(吉田昌生氏)	マリナーナッチェ建設、和歌浦新不老橋建設など、隣接する藤白神社の周辺が、なし崩し的に開発され、さらには環境破壊が進むことを懸念。藤白坂を「歴史の道」として位置づけるとともに、景観、自然、文化を含め、活動の底上げを目指した運動を展開。

「和歌山の自然を考える会」見嶋弘幸氏作成

四、本件(新不老橋)工事の違法性

1 (1) 文化財は、その有する文化的価値ゆえ、国民が等しく共有すべき財産として将来にわたり、長くその維持、保存が図られるべきものである。

文化財保護法第三条は、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史・文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」と定め、さらに、第四条二項で「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」と定めている。

(2) ところで、国民が文化財の有する文化的価値を享受しうる権利は、憲法第二五条の文化的生存権、同一三条の幸福を追求する権利、同一三条の学問の自由等により基本的人権として認められているものである。

前述したように本件工事周辺地域の「和歌の浦」は、万葉以来のわが国でも有数の歌謡として知られた名勝であり、特に不老橋周辺は、「和歌の浦」のかなめとして歴史上、芸術上及び観賞上価値の高い名勝地であり、このような歴史的景観を享受しうる権利もまた文化的価値を享受しうる権利の内容として含まれているといふべきである。

かかる権利は、いわゆる環境権の一内容をなすものであるが、我々はこれを歴史的景観権と名付けたいと思う。

文化財保護法のかかる規定は、このような憲法上の保障された歴史的環境権を保護すべき義務を課したものととして強行規定と見るべきである。

(3) 従って、和歌山県は、文化財保護法第三条、第四条二項により文化財保護義務を負うものであり、第四条二項にいう「その他の関係者」に含まれるものである。

さらに、地方自治法第二条二項にもつき、同三項は地方公共団体の処理しなげればならない事務を例示し、同項一四号は「建造物・絵画・芸能・史跡・名勝その他の文化財を保護し、又は管理すること」と規定し、同条六項四号は「文化財の保護及び管理」をあげ、さらに同条八項にもとづく別表第二は「県が処理しなければならない事務」(必要事務)として「文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の指定を受けること」を定めており、さらに和歌山県文化財保護条例第

一条は、県に文化財保護法第九八条二項の規定に基づき県内に存する文化財のうち重要なものについて、保存等のため必要な措置を講ずることを義務づけていることからみても、和歌山県に文化財保護義務が課せられていることは明らかである。

(4) よって、被告和歌山県知事飯谷志良は、その補助機関たる職員を指揮して「和歌の浦」を文化財として周到かつ適正に保存する法律上の義務を有するものである。

ところが、被告和歌山県知事飯谷志良を含む歴代和歌山県知事は、「和歌の浦」を文化財として周到かつ適正に保存する措置を講じないまま放置してきた。

そればかりか、「和歌の浦」のかなめをなす不老橋の海側に車道橋を建設しようとする本件工事は、「和歌の浦」の最も重要な核となつている玉津島神社、不老橋、三断橋―妹背山周辺地区を分断し、不老橋周辺及び同周辺から東面する歴史的景観を著しく破壊することとなり、和歌の浦の名勝としての歴史的・文化的環境を回復不可能なまでに破壊するものであつて、国民の歴史的景観権を侵害し、また文化財保護法等に定める文化財の保存・管理義務及び公開活用義務に明白に違反し、その違法性を極めて重大かつ顕著である。

国土計画 ゴルフ場計画中止 軽井沢「反対意見を聞く」

浅間山近くの長野県、軽井沢町大日向に18ホールのゴルフ場建設を計画していた国土計画（本社・東京都渋谷区、堀義明社長）は十四日、計画中止を決めた。同社の三上豊（みのと）取締役は同日、「地権者全員の同意を得るのは難しいと判断した。計画は地元住民からの強い要望で進めて来たが、反対の人がいるのに事業を進めることは会社の方針に沿わないと考えた」とのコメントを出した。この決定は地元賛成派の「推進する会」（市川勉代表）にも伝えられた。

同ゴルフ場建設をめぐっては、昨年七月に反対住民らが「軽井沢・水と環境を守る連絡協議会」（岩田代表）を結成。反対署名には作家の丹羽文雄氏、演劇作家の文化人らも名前を連ねている。

同協議会は今年一月、国の公害調整委員会に計画中止を求め、地権者に発行していた

める公害調整を申請。さらに先月、「軽井沢は地価監視区域で、土地の権利移動については県への届け出が必要なのに、それをしないまま地権者十人が売却、貸貸の承諾書を取った」などとして、岩田代表が同社を国土利用計画法違反で東京地検に告発していた。

朝日新聞 1990. 4. 15

資料④②

近畿各府県のゴルフ場開発状況

		既設	造成中	計画中	合計
滋賀	設置箇所	33	2	2	37
	面積 (ha)	3824	-	-	
	対県土面積比 (%)	0.95	-	-	
京都	設置箇所	28	4	4	36
	面積 (ha)	2916			
	対県土面積比 (%)	0.63			
奈良	設置箇所	27	2	9	38
	面積 (ha)	2786	304	900	3990
	対県土面積比 (%)	0.75	0.08	0.24	1.08
大阪	設置箇所	42	-	2	44
	面積 (ha)	3185	-	-	
	対県土面積比 (%)	1.60	-	-	
和歌山	設置箇所	20	2	14	36
	面積 (ha)	1474	237.6	-	
	対県土面積比 (%)	0.31	0.05	-	
兵庫	設置箇所	111	25	15	151
	面積 (ha)	12054			
	対県土面積比 (%)	1.44			

日本科学者会議近畿地方区
『ゴルフ場問題を考える
シンポジウム資料集』

資料④①

ゴルフ場の現状と将来計画

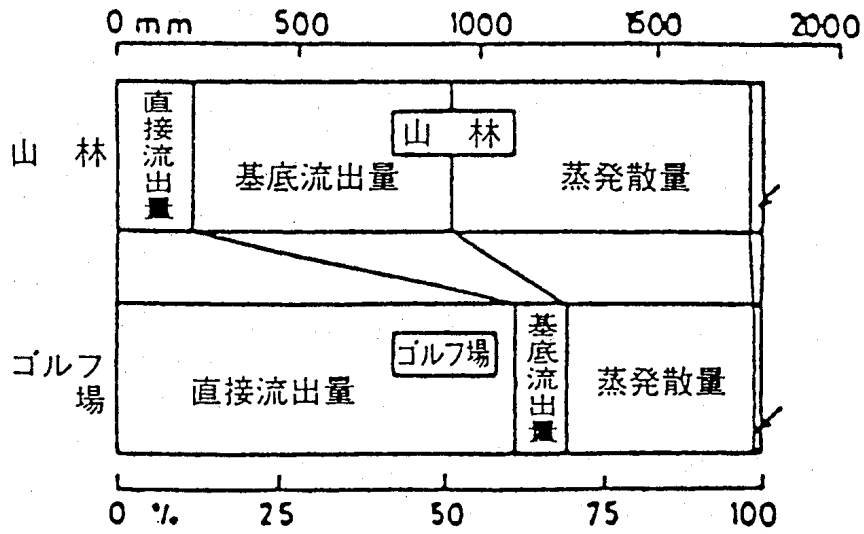
	既設		造成中		計画	
	数	面積	数	面積	数	面積
北海道	131	12,985	20	2,765	47	6,873
青森	13	1,183	1	174	1	430
岩手	18	1,524	4	339	5	500
宮城	30	2,779	6	725	50	5,000
秋田	12	867	1	65	8	768
山形	8	585	1	107	8	939
福島	37	3,920	15	1,957	67	9,949
茨城	75	7,774	30	3,157	80	8,000
栃木	88	9,191	21	2,294	-	-
群馬	51	5,392	12	1,678	40	5,000
埼玉	59	5,277	15	1,866	15	1,755
千葉	104	10,390	16	1,790	85	8,500
東京都	21	1,491	1	47	0	0
神奈川県	52	4,680	0	0	0	0
新潟	28	3,111	7	732	50	5,700
富山	8	1,016	4	546	4	610
石川	15	2,064	4	630	19	1,900
福井	8	1,060	1	116	5	737
山梨	25	2,819	12	1,523	12	1,308
長野	56	5,700	10	948	26	2,911
岐阜	59	6,659	13	1,650	41	5,162
静岡県	83	8,467	4	559	8	912
愛知県	46	4,511	4	327	10	1,190
三重	45	5,319	15	1,813	57	7,379
滋賀	33	3,403	1	108	5	991
京都	27	2,916	4	350	13	1,400
大阪	42	3,185	1	138	2	233
奈良	116	12,800	26	3,500	89	13,700
和歌山	25	2,481	3	429	6	689
徳島	20	1,474	3	304	13	1,477
香取	9	1,006	4	189	3	396
山根	7	514	0	0	8	1,100
島根	37	3,813	6	900	19	2,500
山口	41	3,781	8	1,750	15	2,200
徳島	34	3,198	1	79	17	2,752
香取	9	791	2	301	5	580
徳島	17	1,411	2	134	18	2,000
香取	21	1,812	1	105	9	900
徳島	9	943	2	207	6	993
香取	48	4,178	3	399	7	814
徳島	15	723	2	197	15	1,636
香取	18	1,198	6	444	12	1,280
徳島	27	2,715	4	532	30	3,700
香取	21	1,453	7	713	10	1,140
徳島	14	1,140	5	760	10	1,000
香取	20	1,852	8	810	10	1,000
徳島	24	1,018	9	764	23	1,956
合計	1,706	166,569	325	39,221	983	119,960

(面積は km^2 、一部推定を含む)

朝日新聞 1990. 3. 20

資料④-1

山林とゴルフ場の年間水収支



資料④-2

ゴルフ場に散布される代表的な農薬の毒性

一般名	商品名	用途	発ガン性	突然変異	催奇形性	魚毒	急性毒
T P N	グコニール	殺菌剤	○			C	普
キャプタン	オーンサイド	殺菌剤	○	○	○	C	普
C A T	シマジン	除草剤	○			A	普
2・4-D	2・4-D	除草剤			○	A	普
N I P	ニ ッ プ	除草剤	○	○	○	A	普
ダイアジノン	ダイアジノン	殺虫剤		○	○	B-S	劇
E P N		殺虫剤				B-S	毒
チオファネートメチル(MBC)	トップジンM	殺菌剤		○	○	A	普
ベノミル	ベンレート	殺菌剤		○	○	B	普

魚毒性による分類 農業取締法で決
められた水産生物の急性毒性試験法
による分類で、毒性の弱い順にA類、
B類、Bs類、C類、D類に分けら
れる

資料④③-3

表2 キャディの農薬暴露の経路(複数回答)

直接散布している農薬を浴びた	20人	20.6%
散布している霧が体にかかった	69	71.1
散布後の芝、草に足がさわった	66	68.0
散布後の芝、草に手がさわった	63	65.0
農薬付着のボール、器具をさわった	67	69.1
農薬付着のタオルで汗をふいた	25	25.8
その他	0	0

表3 暴露時の自覚症状(97名中)(複数回答)

目のかゆみ充血、かすみ	58人
のどが痛くなった	47
目、鼻への刺激	42
皮膚のかゆみ	33
足がかぶれた	29
頭痛	21
鼻水が出る	14
手がかぶれた	12
吐き気	10
涙が出る	9
口の乾き	7
顔ののぼせ	6
息苦しい	6
その他	36
(無回答)	10

日本科学者会議近畿地方区
『ゴルフ場問題を考える
シンポジウム資料集』

資料④④

主な都道府県の開発規制

北海道	市町村に3場以上、面積比2%以上は暫定的に事前相談制
宮城	市町村面積の2%、原則パブリック制
福島	市町村面積の約3%
茨城	1市町村1場。市町村長が要望すればさらに1場。過疎・産炭地は制限外
栃木	凍結
埼玉	受け付け停止。リゾート法関連と未設置市町村は除く
千葉	地域別に市町村面積の1-3%、パブリックはさらに1カ所、過疎、半島振興法対象地はさらに2カ所可能
東京	全面凍結。埋め立て地は除く
神奈川	原則凍結。財政力が弱い市町村の特例あり
山梨	市町村面積の2%以内、1市町村1場
長野	標高1600m以上・ころ配30度超では認めない。1600m未満では森林面積の2%以内、市町村面積の2%以内。市町村・議会が認めれば例外
静岡	既存施設から1km以上離す
三重	当面受け付け停止。リゾート法地域、過疎地市町村で面積3%未満は除く
大阪	近郊緑地保全区域などで不可
兵庫	過疎・辺地・人口減少市町で全くないところにだけ1市町村1場。リゾート法関連は除く
奈良	県土の約1%めど
岡山	3大河川流域森林面積のほぼ2%に加え市町村面積の2%まで。過疎地、特定不況地域、第3セクターの開発は3%まで
愛媛	県土の0.5%未満。リゾート法地域を除く
福岡	不良地の再生、パブリック、市町村計画に位置づけたもののみ
熊本	新設の事前協議凍結
宮崎	県全体で30カ所めど
鹿児島	1市町村1場

朝日新聞 1990. 3. 20

2. 工事中

事業者	開発予定地	開発面積
(株)朝日住建 代表取締役 松本喜造 大阪市北区鶴野町4-11	上富田町岩崎	123.86ha 18ホール
(株)シンコー 代表取締役 熊取谷茂 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政互助会ビル (06)252-1400	美里町福田、安井	126.20ha 18ホール
(株)道成寺カントリー 代表取締役 田名部太郎 東京都港区新橋3-3-14	中津村小釜本	55.40ha 9ホール

3. 事前協議中

事業者	開発予定地	開発面積
和興開発(株) 代表取締役 前田 喬 和歌山市六十谷86-3	和歌山市園部	120.00ha 18ホール
内田産業(株) 代表取締役 内田 利司 和歌山市中之島145 (0734)28-3366	和歌山市山東 海南市高津	120.10ha 18ホール
紀和観光開発(株) 代表取締役 西岡 三郎 摂津市島飼1-1-5	和歌山市金谷、東田 中、新庄 貴志川町西山	124.00ha 18ホール
南海信和開発(株) 代表取締役 国府 光雄	橋本市恋野、只野、須 河	135.66ha 18ホール
ジャパン総合開発(株) 代表取締役 青木 茂樹 大阪市東区安土町1-18-2	下津町引尾	127.65ha 18ホール
和歌山オレンジ開発(株) 代表取締役 石橋 總太郎 南河内郡美原町木材通2-1-11	金屋町上六川、釜中	214.40ha 27ホール
大清産業(株) 代表取締役 牛村 憲由 貴志川町尼寺898	貴志川町岸宮、尼寺、 北山	40.00ha 9ホール
(株)フラッグス 代表取締役 松永 肇 和歌山市紀三井寺1030	湯淺町山田	143.49ha 18ホール

1. 既設

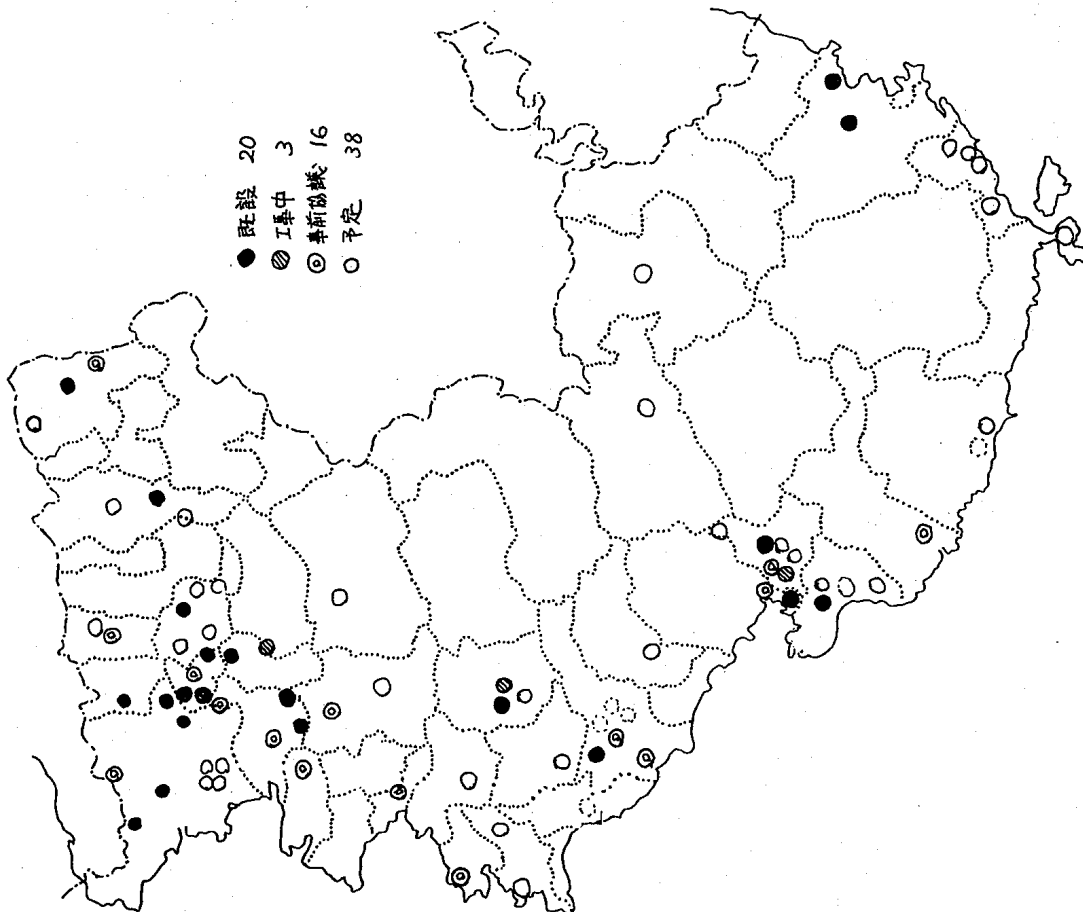
番号	ゴルフ場名	場所	面積 (ha)	ホール	オープン 年月日
1	和歌山ゴルフ場	和歌山市貴志中	47.3	18	S39・11
2	紀ノ川ゴルフ場	和歌山市有本(河川敷)	10.0	9	S35・11
3	小倉ゴルフ場	和歌山市下三毛	40.5	18	S49・12
4	船戸山ゴルフ場	岩出町船戸山崎	21.0	18	S49・11
5	根来ゴルフ場	岩出町根来	4.1	9	S44・10
6	貴志川町ゴルフ場	和歌山市下三毛 貴志川町尼寺	98.0	18	S51・4
7	紀ノ国ゴルフ場	貴志川町大谷 桃山町調月	105.0	27	S48・10
8	国木原ゴルフ場	野上町国木原	86.7	18	S49・10
9	紀泉ロイヤルゴルフ場	打田町寺山、桃山町吉 田、粉河町	80.0	18	S50・6
10	紀伊高原ゴルフ場	かつらぎ町神田	97.1	18	S51・5
11	橋本ゴルフ場	橋本市隅田町	163.0	27	S41・10
12	海南高原ゴルフ場	海南市汲沢 金屋町上六川	205.0	(9) 36	S50・10
13	黒沢ハイランドゴルフ場	海南市黒沢 金屋町	10.0	9	S48・7
14	ミキゴルフ場 (紀南C.C)	印南町南谷	111.5	18	S51・9
15	白浜ビーチゴルフ場	田辺市新庄町	48.0	18	S42・10
16	白浜ゴルフ場	白浜町	57.0	18	S31・8
17	ささいち白浜 カントリーゴルフ場	上富田町市ノ瀬	91.5	18	S56
18	勝浦ゴルフ場	那智勝浦町南平野	45.0	18	S40・10
19	那智勝浦ゴルフ場	那智勝浦浜ノ宮 獅子ノ川	54.1	18	S60
20	道成寺ゴルフ場	中津村佐井	99.6	18	S62・9
			1474.4		

4. 予 定

事業者	開発予定地	開発面積
株式会社 盛宏 代表取締役 安田善紀 大阪府中央区久太郎町2-5-28 大和銀行久太郎ビル	田辺市新庄	124.20ha 18ホール
全日空ビルディング(株) 代表取締役 中塚良太郎 大阪府北区新発田2-6-23	海南市阪井、重根、東畑	103.00ha 18ホール
南紀ロイヤルリゾート開発(株) 代表取締役 伊東孝彦 日置川町塩野407-3	日置川町塩野	108.83ha 18ホール
辻野産業(株) 代表取締役 辻野源治 泉南市北野19	由良町衣奈、吹井、小引	175.09ha 18ホール
株式会社 紀州葵 代表取締役 清水勇夫 印南町印南原5306	印南町印南原	170.25ha 27ホール
印南観光開発(株) 代表取締役 稲田明巳 八尾市服部川571	印南町印南、山口	169.30ha 18ホール
泉佐野カントリー(株) 代表取締役 木下俊雄 大阪府北区万才町4-12 浪速ビル	打田町中畑	129.51ha 18ホール
株式会社 清本組 代表取締役 清本泰弘 上富町朝来1885	上富町岩崎	18.94ha 9ホール

市町村名	予 定 地 名	開 発 業 者 名
橋本 市	紀見地区(柱本、細川、境原)	
伊都郡 かつらぎ町	①第3セクター方式 (中飯降、丁の町、柏木、広裏地区) ②かつらぎ町4割(志賀)粉河町6割(友淵)	
打田 町	①北生野	
桃山 町	◎計画ゴルフ場 ①野田原及び柿内内 3,008,895㎡ ②善田、大原、黒川内 1,494,518㎡ ③脇谷内 1,364,500㎡ ④最上、調月内 1,928,600㎡ 4件 7,796,513㎡	プランター開発(株) (ピーチホテルズリゾート) 和興開発(株) (桃山リゾート) 桃源郷開発(株) (桃源郷総合スポーツ振興) (桃山カントリークラブ)
和歌山 市	①名草山 ②" ③" ④"	
有田郡 広川 町	①津木	
金屋 町	①岩野川	
清水 町	①沼谷	
御坊 市	①明神川	オリエン特開発 吉永観光開発KK
日高郡 日高 町	①原谷 ②小浦	

市町村名	予定地名	開発業者名
日高郡 南部川村	①東本庄	
印南町	①切目川ぞいに2ヶ所 ②印南川ぞいに3ヶ所 ③王子川ぞいに1ヶ所	
川辺町	①江川	
中津村	①坂本、岡本	(南海開発)
西牟婁郡 串本町	①潮岬から出雲にかけて (25万9000坪)	紀陽銀行・不動産建設グループ 島精機
すさみ町	①黒町地区 ②美老津	紀陽銀行 地元資本
上富田町	①生馬地区(5地区) 18ホール(130ha) ②田熊地区・岩田 ③岡地区・岡川地区 (田辺市、中辺路町にまたがる)	御室開発 カントリクラブ・丸紅関係
中辺路町	①近露	地元「近露振興会」と話し合い中
白浜町	①JR白浜駅裏 (18ホール) ②東富田地区 (36ホール)面積3,700,000㎡ ③椿駅付近	白浜国際開発KK KK合同
東牟婁郡 本宮町	①下向	海平建設
古座町	①上田原 ②田原字宝島(36ホール) (18ホール) ③荒船 ④重量山	富商KK 杉田KK 中村建設



(位置は厳密なものではない。)

県地域・自治体問題研究所調べ

2、ゴルフ場禁止の農薬使う

違反は合計10件に

県が明らかに 今後厳しい指導へ

県農林水産部は十二日、県内のゴルフ場二カ所で農薬取締法に違反する農薬が使用されていたことを明らかにした。今年八月には、同法をゴルフ場にも厳格に適用するよう農水省が通達しており、今後、ゴルフ場への立ち入り調査も含む厳しい指導を行う。

県議会本会議で、村岡キミ子議員（共産）の一般質問に安田重行農林水産部長が答弁した。同法に基づく指導

は従来農地を中心に行われ、ゴルフ場などは事実上、野放し状態だった。近年ゴルフ場で使用した農薬による河川や地下水の汚染が問題化、農水省は八月二十五日、農蚕園芸局長名で同法の順守を徹底するよう通達した。県はこの通達を受けて九月十三日付で県内二十ゴルフ場すべてについて、六十二年度の農薬使用の実態調査を実施。二つのゴルフ場で、芝への使用が禁止さ

れている殺虫剤を使うなど、十の違反例があることがわかった。

また、村岡議員は「県内十数カ所のゴルフ場で、発がん性や突然変異性、胎児奇形性のある農薬を使用。田畑ではほとんど使えなくなった問題の多い農薬が無制限、大量に使用されている」と危険な状況にあることを指摘。「県独自の実態調査の結果を公表すべきだ」と迫った。しかし、安田部長は「ゴルフ場の協力で、今後の指導の参考とするため実施したもので、公表

は適当でない」として拒否した。

沖縄に匹敵するサンゴ

和歌山県・潮岬沖に

環境庁の外郭団体調査

「高密度海域」も確認



和歌山県沿岸のサンゴ分布の密度

なし(0%)
 1%未満
 10%未満
 20%未満
 50%以上

○ 和歌山市
 ○ 三草町
 ○ 新宮市
 ○ 那智町
 ○ 田辺市
 ○ 和歌山県
 ○ 太平洋

サンゴの高密度海域が、和歌山県沿岸の三草町、新宮市、田辺市、和歌山市の順に確認された。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。

サンゴの高密度海域が、和歌山県沿岸の三草町、新宮市、田辺市、和歌山市の順に確認された。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。



潮岬沖のサンゴの高密度海域。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。

サンゴの海

土砂流出や農薬心配

6年完成 住民に反対の動き

潮岬へのリゾート開発現場

潮岬沖のサンゴの高密度海域。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。

潮岬沖のサンゴの高密度海域。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。

潮岬沖のサンゴの高密度海域。調査は、環境庁の外郭団体である「環境調査センター」が実施した。調査の結果、和歌山県沿岸のサンゴの高密度海域は、沖縄に匹敵する高密度海域も確認された。

資料④-2

圧倒的多数で反対決議

串本・潮岬地区のゴルフ場計画



区民総会で投票

9割「農業が海汚染」

ゴルフ場を中心としたリゾート計画が進む西牟婁郡串本町で十四日、潮岬、約九千四百世帯の臨時区民総会が開かれ、出席した百七世帯で賛成を唱える開票投票をしたところ、計四区反対、百八十一世帯賛成、十七世帯の圧倒的多数で反対を決議した。

懇話会理事長の代表区長からの経路費や建設費の過半にあつたゴルフ場の計画について、ゴルフ場をつくれば農産物の販売が滞り、観光客の減少に陥る恐れがある。同遊園地建設による水不足の恐れもあつた。また、反対決議をしたにもかかわらず、臨時総会でゴルフ場の賛成、反対の決議をどうするかを問われ、賛成派が多数を占める。賛成派は、賛成決議をしない限り、必ず反対決議をする。それからも反対派は、必ず反対決議をする。反対派は、必ず反対決議をする。

朝日新聞 1990. 5. 16

これに反対の別がゴルフ

7割ほどは反対派のなかから、この案を賛成しよ。町は区民に説明する前に、すでに企業と協議の覚悟をわけて進めているのではないかと反論した。このため、選挙で民の意見を反映させたところ、投票するに当たって、一世帯一票の原則で、ゴルフ場の賛成を唱える百七世帯の賛成と、反対を唱える百八十一世帯と九割を占めた。賛成派は、無効開票開票後、町議会の企業建設特別委員会による反対決議を決定している。

町区 金屋町 岩野地

ゴルフ場建設問題

住民投票で撤回

金屋町でゴルフ場建設設計

画が地元区民の全体投票により「白紙撤回」になりました。地元住民の意向を無視した一方的な建設例が多くなか、今回の区民投票での決着方式は、県下各地から注目されており、波及していくものとみられます。有田郡金屋町岩野地地区で計画されていたゴルフ場建設計画にたいし、二十五日に区民投票がおこなわれ八十二世帯のうち反対三十七、賛成三十六、無効五、棄権四で建設の白紙撤回が決まりました。

りました。ゴルフ場開発については用地買収に先立って地元住民の同意を得た「ゴルフ場開発計画に関する届け出書」を県に提出することが義務づけられています。ところが「地元住民の合意」については、区長の同意書によって、判断される場合が多くなか、森下博文区長は役員会にかけ、住民討議を経て一世帯一票による住民投票によって決着をつけるつもりです。

和歌山民報 1990. 3. 25